アメリカ動物虐待防止法史序説

──ASPCA の初年度年次報告書を基礎として ──

吉田聡宗*

- I はじめに
- Ⅱ 前史
- Ⅲ ASPCA の法人化と動物虐待防止に関する立法
- Ⅳ 初年度年次報告書に見られる 1866 年度の ASPCA
- V 1867年動物虐待防止法と ASPCA
- VI おわりに

I はじめに

1. 背景

動物の取扱いに関する法制度は、他の法制度と同様に、時代や地域に合わせた整備がなされてきた。どの動物をどのように取り扱うのかはもちろん、誰が法執行を担うのかに関する考えが、動物の取扱いに関する法制度には反映されている。そして、法制度の運用を通して、人々の考えもまた、変化する。法執行の実態は、条文や判決文に加えて、法執行を担った人々が残した資料からも読み取れる。しかし、日本の法学界における、外国の動物の取扱いに関する法制度の沿革についての先行研究では、主に条文や判決文に注目が集められてきた。本稿では、現代の日本の状況を概観した後に、法執行を担ってきた動物保護団体の資料にも視野を広げて1860年代のニューヨーク州における法執行の実態の描写を試みる。

[『]一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第 19 巻第 2 号 2020 年 7 月 ISSN 1347 - 0388 ※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

本稿は公益社団法人日本愛玩動物協会の家庭動物の適正飼養管理に関する調査研究助成の成果である。

現代の日本においては、動物を虐待から保護するための法整備が進められている。動物福祉に関する総合的な立法である動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護管理法)の 2019 年改正により、第 44 条に定める愛護動物¹⁾虐待関連犯罪の法定刑の上限が引き上げられた²⁾。実体法において、愛護動物を虐待、殺傷、遺棄から保護する重要性が増したことにより、引上げが行われたと評価できる。

しかしながら、手続法の改正はなされておらず、愛護動物虐待関連犯罪は他の犯罪と同様に、従来通り警察と検察が法執行を担う。公務員である動物愛護管理担当職員(第37条の3、第41条の4)、公的機関である動物愛護管理センター(第37条の2)や、民間人である動物愛護推進員(第38条)には、第44条が定める愛護動物虐待関連犯罪についての逮捕や訴追といった法執行に関する権限は授権されていない。第41条の2が定める獣医師の義務は動物虐待に関する通報努力義務にとどまる。その一方で、法改正以前から、第5条に基づいて環境大臣が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の第2今後の施策展開の方向1基本的な指針(3)関係者間の協働関係の構築では、動物愛護管理法の施行に関する業務を「円滑かつ効果的に進めるために」、行政機関と獣医師会や動物愛護団体などの民間団体とが適切に役割を分担し、「関係者のネットワーク」を構築する必要がある、と謳われている3)。

今後、動物虐待関連犯罪の法執行をめぐる官民の協力体制づくりにまで議論を するのであれば、諸外国の事例が参考になるであろう。弁護士の渋谷寛は以下の ように述べ、欧米の制度を参考にして検挙の体制を確立する必要性を説く4)。

¹⁾ 第44条第4項は、愛護動物を第1号で「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる」と、第2号で「前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属するもの」と定める。

²⁾ 愛護動物殺傷罪については懲役刑の上限が2年から5年へと、罰金額の上限が200万円から500万円へと引き上げられた。愛護動物虐待罪と愛護動物遺棄罪については100万円以下の罰金のみであったが、1年以下の懲役刑が追加された。

^{3) 2019}年の法改正を受けて公表された、「動物愛護管理基本指針(骨子案)」でも、官民が協力して動物の愛護と管理に関する課題に取り組むという方向性は維持されている(環境省「中央環境審議会動物愛護部会(第55回)議事要旨」(http://www.env.go.jp/council/14animal/55 1.html)(最終閲覧日 2020年3月10日)。

⁴⁾ 渋谷寛「動物犯罪と罰則」、動物法ニュース 48 号 71、72 (2018)。

動物愛護団体などが強制力を有する警察と連携して、これらの動物犯罪を早期に発見し告発してゆく体制の確立も必要になるでしょう。欧米のアニマルポリスという制度(動物保護団体と警察が協力・連携する制度)を参考にするなど、より適切な検挙がなされるように期待します。

渋谷の説くように、強制力をもたない民間団体と、強制力をもつ公的機関である警察が連携して適切な検挙をするのであれば、たしかに、欧米の取組みが参考になろう。

しかし、「欧米」と一口にいっても、動物虐待に関する法制度のたどってきた歴史的展開は国ごとに異なるし、そもそも、その土台をなす刑事手続も異なる。青木人志が明らかにしたように、イギリスやフランスでは、民間の動物保護団体が動物虐待関連犯罪の刑事手続の担い手となっている 5 0。税金が投入されていない民間の動物保護団体が刑事手続上の権限を有するのは、それぞれの刑事手続の原則が日本とは異なるからであり 6 0、法運用を誰が担うのかは、「社会全体の統治(ガバナンス)」の問題の一部である 7 0。

本稿では、日本の法学界において、ヨーロッパ諸国の法制度に比べて研究が十分には進められてこなかった、アメリカの法制度に注目する。もっとも、各州法の現状は様々であり、全てを子細に分析するのは困難である。そのため、本稿の射程をニューヨーク州の動物虐待防止法の沿革に限定する。というのも、本稿で各州の制度を網羅するのは困難であるが、アメリカ動物虐待防止法の歴史をひもとけば、民間団体による法執行を組み込んだ1860年代のニューヨーク州の一連

⁵⁾ 青木人志『動物の比較法文化 — 動物保護法の日欧比較』(有斐閣、2002)(以下、青木 『動物の比較法文化』)。

⁶⁾ イギリスでは、警察や検察が整備される以前から、私人訴追が原則であるために、動物 保護団体が動物虐待の捜査と訴追を担ってきたという歴史がある(青木人志『日本の動物 法』〔第2版〕(東京大学出版会、2016)(以下、青木『日本の動物法』)237-249)。一方、 フランスにおいては、刑事訴訟法で、動物保護団体に限らず、環境保護団体や児童保護団 体などの特定の民間団体が「理念的には一種の被害者として犯人に損害賠償請求をする制 度(団体私訴制度)」が整備されている(青木『動物の比較法文化』102-103;青木『日本 の動物法』226-227)。

⁷⁾ 青木『日本の動物法』235-266。

の立法がモデルとされ、他州に伝播したと考えられているからである8)。

先行研究は、1866 年にニューヨーク州で法人格を与えられた全米動物虐待防止協会(American Society for the Prevention of Cruelty to Animals, ASPCA)が動物虐待防止に関する法制度の執行の担い手となっていた、と理解してきた90。この団体は、現代では逮捕などの法執行はせず、ニューヨーク市警と提携を結び、警察職員の教育や虐待された動物の世話などをしている1010。法執行の実態については書きぶりが異なるものの、多くの論者によって、ASPCA は民間団体(private organization)として認識されてきた1111。デイヴィッド・S・フェイヴァー(David S. Favre)とヴィヴィアン・ツァン(Vivien Tsang)は共著論文で、ASPCA を民間団体として扱い122、民間団体である ASPCA に逮捕権限、罰金の受領権限および訴追権限が付与されたとしている133。このフェイヴァーとツァンの共著論文は、ケースブックにも掲載されるなど144、アメリカ国内において

⁸⁾ David S. Favre and Vivien Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s", 1993 (1) Detroit College Law Review 1 (1993) (以下、Favre and Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s").

⁹⁾ *Id*.

¹⁰⁾ ASPCA, 2018 Annual Report (New York: ASPCA, 2019) (以下、ASPCA, 2018 Annual Report), 1-2.

¹¹⁾ 公衆衛生史研究の文脈において、民間団体である ASPCA にニューヨーク市内の犬の登録管理を行う権限が 1894 年の立法で授権されたことは、官民の関係や公私区分を考察する素材として扱われている(Jessica Wang, "Dogs and the Making of the American State: Voluntary Association, State Power, and the Politics of Animal Control in New York City, 1850-1920", 98 (4) The Journal of American History 998 (2012))。また、動物保護と児童保護の歴史的展開をまとめたスーザン・J・ピアソン(Susan J. Pearson)も、動物虐待防止法の違反者を逮捕する警察の権限(police powers)を授権された民間団体として ASPCA を理解し、制服を着た ASPCA の職員の写真に「民間警察」(private police)という表題を付す(Susan J. Pearson, The Rights of the Defenseless: Protecting Animals and Children in Gilded Age America(Chicago: University of Chicago Press, 2011), 151-154)。

¹²⁾ Favre and Tsang. "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s".

¹³⁾ 近年発表した著作でも、フェイヴァーは民間団体である ASPCA に刑事法上の権限が授権されたのは、異例(extraordinary)だとする認識を維持している(David S. Favre, "The History of Anti-Cruelty Laws: Concepts of Animal Welfare and Animal Rights" in Mary P. Brewster and Cassandra L. Reyes (eds), *Animal Cruelty: A Multidisciplinary Approach to Understanding* (2nd ed.) (Durham: Carolina Academic Press, 2016), ch. 2, 29–32; David S. Favre, *Animal Law: Welfare, Interests and Rights* (3rd ed.) (New York: Wolters Kluwer, 2020), 195–198)。

受け入れられている有力な見解である。そして、フェイヴァーは、歴史的に動物 虐待防止法の執行を民間団体が担ってきたことを、民間人が動物の権利を保障するという自身の理論体系の支柱に据えている 15)。また、ASPCA の職員であった マリオン・S・レーン(Marion S. Lane)とスティーヴン・L・ザヴィストフスキ (Stephen L. Zawistowski)は、ASPCA に保管されている資料に依拠してまとめ た著書で、ASPCA を民間団体として描写している 16)。

一方で、ASPCA を純粋な民間団体とは評価しない見解もある。たとえば、当時の新聞記事などを基礎資料にして ASPCA の活動を詳細に検討した、バーナード・O・アンティ(Bernard O. Unti)は博士論文 17 で、ASPCA の「準公的」(quasi-public) 18 性質が法律によって認められたとしている 19)。他にも、動物福祉に関する法制度を執行するために州法によって法人化された「半民間」(semi-private)の団体として、民間の警察および検察として活動していたという評価もある 20)。これらの評価は、特別な権限の付与をもって、動物保護団体の性質の判断基準にしている。

¹⁴⁾ 代表的な動物法のケースブックは、アメリカの動物虐待防止法のルーツがイギリス法にあり、ニューヨーク州の動物虐待防止法の執行のためにバーグが ASPCA を設立し同州の法制度が他州にも伝播したとするフェイヴァーとツァンの見解を、原文から脚注を除いた形式で 3 ページにわたり掲載している (Bruce A. Wagman, Sonia S. Waisman and Pamela D. Frasch, *Animal Law: Cases and Materials* (6th ed.) (Durham: Carolina Academic Press, 2019), 88-90.)。

¹⁵⁾ David S. Favre, "Living Property: A New Status for Animals Within the Legal System", 93 Marquette Law Review 1021, 1035-1036 (2010). なお、フェイヴァーの理論については、拙稿参照(「動物の法的地位に関するフェイヴァー理論の検討——『人/物』二元論の再考に向けて」、一橋法学 18 巻 1 号 215 (2019))。

¹⁶⁾ Marion S. Lane and Stephen L. Zawistowski, *Heritage of Care: The American Society for the Prevention of Cruelty to Animals* (Westport: Praeger, 2008) (以下、Lane and Zawistowski, *Heritage of Care*).

¹⁷⁾ Bernard O. Unti, "The Quality of Mercy: Organized Animal Protection in the United States 1866–1930" (Ph.D. thesis, American University, 2002) (以下、Unti, "The Quality of Mercy").

¹⁸⁾ Id., 79.

¹⁹⁾ ペンシルヴァニア州の弁護士が 1900 年に執筆した書籍でも、無令状で逮捕する権限を 有している動物虐待防止協会は「半公共団体的性質」(a semi-municipal character) をも つと評価されていた (John H. Ingham, *The Law of Animals: A Treatise on Property in Animals Wild and Domestic and the Rights and Responsibilities Arising Therefrom* (Philadelphia: T & J. W. Johnson & Co., 1900), 541–543)。

上記の様々な立場の先行研究は共通して、ASPCAの初代会長であるヘンリー・バーグ(Henry Bergh)の活動を中心に据えている²¹⁾。法律顧問のエルブリッジ・T・ゲリー(Elbridge T. Gerry)にも簡単に触れるものがあるが、それ以外の人物への関心は低い。

日本では、児童虐待防止法研究者が 1875 年のニューヨーク児童虐待防止協会 (New York Society for the Prevention of Cruelty to Children, NYSPCC) 設立 の背景として、ASPCA に触れるのにとどまる²²⁾。これは、バーグとゲリーが ASPCA をモデルとして NYSPCC の設立に関与し、児童虐待問題にも対応して いたからであるが、ASPCA そのものやアメリカの動物虐待防止法への関心は低かった。アメリカ動物虐待防止法史との関係で ASPCA の活動について本格的に は研究されていない。

2. 問題関心

先行研究について、以下の5点の疑問がある。第1に、資料の問題である。たとえば、フェイヴァーとツァンが主として依拠しているシドニー・H・コールマン(Sydney H. Coleman)の著作『アメリカにおける人道協会の指導者たち―イギリスにおける初期の人道的な活動の描写とともに \mathbb{L}^{23} には脚注がほとんど付されていない。内容は、人道的な活動に尽力した人物を賞賛するもので、ASPCAの設立から50年以上経過した1924年に出版された。これらの理由から、ASPCAの設立初期の状況を調査するためにこの著作に依拠しすぎるのは危険で

²⁰⁾ Andrew A. Robichaud, *Animal City: The Domestication of America* (Cambridge: Harvard University Press, 2019) (以下、Robichaud, *Animal City*), 9.

²¹⁾ ASPCA がバーグひとりの力で成り立っていたとする評価も存在する (Roswell C. McCrea, The Humane Movement: A Descriptive Survey Prepared on the Henry Bergh Foundation for the Promotion of Humane Education in Columbia University (New York: Columbia University Press, 1910), 155)。

²²⁾ 池谷和子『アメリカ児童虐待防止法制度の研究』(樹芸書房、2009) 112-114。翻訳書としては、ジョン・E・B・マイヤーズ(庄司順一・澁谷昌史・伊藤嘉余子訳)『アメリカの子ども保護の歴史 — 虐待防止のための改革と提言』(明石書店、2011) 72-117。

²³⁾ Sydney H. Coleman, Humane Society Leaders in America: With a Sketch of the Early History of the Humane Movement in England (New York: American Humane Association, 1924) (以下、Coleman, Humane Society Leaders in America).

ある。第2に、視点の偏りが挙げられる。先行研究では、「ASPCA やバーグが どのように動物を虐待から保護したのか」という視点からの分析がなされてい た²⁴⁾。しかし、人間から動物を保護するという視点に加えて、ASPCA 設立当初 の社会にあった、動物から人間を保護するという視点からの分析も必要である う²⁵⁾。第3に、バーグの活動に研究が集中している²⁶⁾。バーグは政界に有力な コネクションをもつ人物であったが、一個人に対する信頼感のみで27)、逮捕権 限をはじめとした法執行権限の ASPCA への授権が許容されたのであろうか。第 4に、1866年のニューヨーク州における動物虐待防止法の位置づけが不明確であ る。すなわち、動物虐待防止法に焦点が当てられ、その他の法制度との関連性が 十分には分析されてこなかった。ASPCA は、1872 年度の年次報告書に回復不能 な状態にある馬の殺処分頭数を掲載し、慈善目的のために即時に殺処分を行った と説明している28)。当時の社会状況に鑑みるに公衆衛生上の目的もあったと推 察される。だが、先行研究ではこの点については十分な検証がなされていない。 第5に、ASPCA の性質を考えるうえで重要であるはずの会員についての分析が 不十分であった。後述する通り、ASPCA には、警察幹部や選挙で当選した市長 と検察官が在籍し、無給とはいえ要職を占めていたことが、調査の結果明らかに なった。警察幹部には、伝染病対策や食品安全の確保のために、馬を中心に膨大 な頭数の動物の殺処分を担当していた市の衛生当局の幹部を兼任していた人物も 含まれている。特別に刑事手続に関する権限の授権をしなくとも、逮捕権限や訴

²⁴⁾ この疑問は、コールマンの著作(id.) をはじめとして、他の資料にも当てはまる(C. C. Buel, "Henry Bergh and His Work", 17 *Scribner's Monthly*, 872 (1879))。

²⁵⁾ 青木は動物法を体系化する際に、動物法を「まもる法」と「つかう法」に分類し、さらに前者を「人が動物をまもる」「人を動物からまもる」「人と動物が住む生態系をまもる」と分けた(青木『日本の動物法』44-46)。この青木の分類は、人間と動物の関係が多面的であることを示しており、動物の取扱いに関する法制度を分析する際には常に意識する必要があろう。

²⁶⁾ たとえば、フェイヴァーとツァンは、バーグが ASPCA の会長として活動した 1866 年 から 1888 年までを「バーグの時代」と名付けている(Favre and Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s", 13)。

²⁷⁾ Id., 17.

²⁸⁾ ASPCA, Seventh Annual Report (New York: ASPCA, 1873) (以下、ASPCA, Seventh Annual Report), 9, 19.

追権限を有していた公務員の在籍は見過ごしてはならないだろう。

これらの疑問を解消するために、本稿では、ASPCAの初年度年次報告書²⁹⁾を主な検討対象とし、あわせてニューヨーク市衛生局(Metropolitan Board of Health)の初年度年次報告書³⁰⁾にも言及する。双方ともに 1866 年にニューヨーク州で活動を開始した団体であり、動物の取扱いに関する法執行を担っていた。しかし、動物の取扱いに関する法執行を行う目的や観点は異なっていた。それぞれの資料を検討し、当時の状況の複眼的な分析を試みる。

上記のような問題関心から、本稿では、まず、1860年代のニューヨーク州の諸立法に至るまでのアメリカの動物虐待防止法の展開と、その後のアメリカ法のモデルとなったイギリスの立法を概観し、1860年代におけるニューヨーク州の公衆衛生問題への対応を整理する(II)。ついで、ASPCAの初年度年次報告書に記載されている 1866年の諸立法を確認する(III)。さらに、1866年の諸立法に基づく ASPCA の活動内容を、年次報告書に基づいて分析し(IV)、ロビィングの成果として制定された 1867年の立法と ASPCA による法執行を年次報告書に基づき概観したうえで、裁判例を分析する(IV)。最後に、これまでの議論を整理して日本法への示唆を検討し、今後の課題について述べる(IV)。

Ⅱ 前史

1. 植民地時代の法

まず、植民地時代のアメリカの制度を確認しておきたい。先行研究でも言及されてきたように、植民地時代にも動物虐待を罰する制度は存在していた³¹⁾。

²⁹⁾ ASPCA, First Annual Report (New York: ASPCA, 1867) (以下、ASPCA, First Annual Report).

本稿の基礎資料となった ASPCA の初年度年次報告書を入手する際に、大角洋平と吉村 千冬の両氏(一橋大学大学院法学研究科博士後期課程所属)にご協力いただいた。記して 御礼申し上げる。

³⁰⁾ Metropolitan Board of Health, Annual Report of the Metropolitan Board of Health 1866 (Albany: Van Benthuysen & Sons' Printing House, 1867) (以下、Metropolitan Board of Health, Annual Report of the Metropolitan Board of Health 1866).

³¹⁾ Unti, "The Quality of Mercy", 16-18.

1641 年に定められたマサチューセッツ湾植民地の自由法典(Body of Liberties) 第92条は、「人の用に供されている獣の被造物」(any bruite (sic) Creature which are usuallie (sic) kept for man's use) を虐待してはならないと定めた。 第93条は、運送に用いた畜牛(cattle)が疲れ切ったり、空腹になったり、また は転んだりした場合に、牧草地や他の特別な用途の場所を除いた公共の場所で休 憩を取らせることができると定めた。

人の用に供されている動物、または運送に用いられた畜牛というように、一定 の限定が付されながらも、植民地時代から動物虐待に関する規定が制定されてい たことは注目に値する。しかし、訴追件数などの運用実態は判明していない32)。

2. イギリスの立法

アメリカの動物虐待防止法はイギリスの法制度の影響を受けてきた、と先行研 究では理解されている³³⁾。

イギリスでは、ジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham) が動物の苦痛と利 益に着目するなど、18世紀末から19世紀にかけて思想的な変化があった34)。 1822 年にはリチャード・マーチン(Richard Martin)の尽力もあり、「畜牛の虐 待及び不当な取扱いを防止する法律」(An Act to Prevent the Cruel and Improper Treatment of Cattle) (以下、マーチン法) 35) が成立した。この法律を 執行するために、マーチンは動物虐待防止協会(Society for the Prevention of Cruelty to Animals, SPCA) を 1824 年に設立した。1840 年にヴィクトリア女王 が「王立」(Roval)という文言を用いる許可をしたため、当該協会は名称を王立 動物虐待防止協会(Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals. RSPCA) に変更した³⁶⁾。

³²⁾ *Id.*

³³⁾ Coleman, Humane Society Leaders in America, 13-32; Favre and Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s", 2-4.

³⁴⁾ 苦痛を感じることを利益考慮の対象にする条件に据えたうえで、動物が苦痛を感じるこ とができるとして、動物の苦痛にも倫理的配慮を求めるベンサムの考え方は、イギリスに 限らず、世界的にもその後の動物の保護に関する倫理や法の展開に大きな影響力を有する (伊勢田哲治『動物からの倫理学入門』(名古屋大学出版会、2008) 15-17。)

³⁵⁾ マーチン法については、青木『動物の比較法文化』22-29参照。

(574) 一橋法学 第19巻 第2号 2020年7月

後述するアメリカの法制度への影響を考えるうえで注意が必要なのは、イギリスでは私人訴追が原則であったことである³⁷⁾。当時のイギリスにおいては、警察と検察が整備されておらず、ロンドン警視庁が設立されたのは 1829 年であり、公訴官(public prosecutor)制度が創設されたのは 1879 年、検察庁の設立は 1985 年であった。

私人による法執行が前提となるイギリスの司法制度の下で、マーチン法制定後に実体法的に様々な立法がなされても、RSPCA は法執行主体として現在も活動を続けている³⁸⁾。

3. 1829 年のニューヨーク州法

フェイヴァーとツァンによる分析では、1860年代の立法以前のアメリカの動物虐待関連犯罪は、2種類に分類される39)。財産権の保護を目的とする悪意をもっての器物損壊(malicious mischief)と、公共の平和の保全を目的とする公的ニューサンス(public nuisance)である。動物への関心があったにせよ、動物虐待関連犯罪の処罰目的は人間の権利保護と、より重大な犯罪の予防であったとされる40)。

1829 年に、動物虐待や殺傷を処罰する以下の条文がニューヨーク州法に追加された 41 。

他人が所有している馬、雄牛若しくは他の畜牛 (ox or other cattle)、又は 羊を、悪意をもって (maliciously) 殺し、身体の一部を不具にし、又は傷つ

³⁶⁾ RSPCA, "Our History" (https://www.rspca.org.uk/whatwedo/whoweare/history)(最終閲覧日 2020 年 3 月 10 日).

³⁷⁾ 小山雅亀『イギリスの訴追制度 — 検察庁の創設と私人訴追主義』(成文堂、1995)。

³⁸⁾ この過程については、青木『動物の比較法文化』29-48: 箕輪さくら「英国 2006 年動物 福祉法の分析 (1)」、自治研究93巻7号109 (2017): 箕輪さくら「英国 2006 年動物福祉 法の分析 (2・完)」、自治研究93巻8号93 (2017) 参照。

³⁹⁾ Favre and Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s", 5-9.

⁴⁰⁾ フェイヴァーとツァンによれば、1820年代に成立された他の州の法律も同様の構成であった(id., 9-12)。

⁴¹⁾ N.Y. Rev. Stat. vol. 2, par. 4, ch. 1, tit. 6, § 26 (1829).

けた者、又は、自己又は他人が所有するそれらの動物を、悪意をもってかつ 残虐に殴打又は苛んだ者は、有罪の場合、軽罪刑に処す。

後の諸立法との関係で重要なのは、誰かの所有下にある特定の種類の動物に対する行為が処罰対象となっていることである。まず、挙げられている動物に注目する。この条文で保護対象となるのは、馬、牛、羊の3種類の動物種のみである。ついで、処罰対象行為と処罰を受ける者が条文の前半と後半で異なっていることに注目する。前半では、他人が所有している馬などに対して、悪意をもって殺す、身体の一部を不具にする、または傷つける行為が処罰対象となる。後半の悪意をもってかつ残虐な殴打または苛むという行為については、誰が動物を所有しているかに関わらず、処罰の対象となる。所有する動物を、悪意をもってかつ残虐に殴打する、または苛む行為は公共の安全を破壊する行為だと認識されていたのだと推察される。また、自身が所有している馬や牛を殺す行為が処罰対象とはならないのは、食用のと畜を処罰対象としないためではないかと考えられる。

本条の運用実態を確認すると、ニューヨーク市付近を管轄していた刑事巡回裁判所(Courts of Oyer and Terminer)および治安裁判所によって、1841年から1857年の17年間で下された有罪件数は、4件にすぎなかった⁴²⁾。他の犯罪の有罪件数は、謀殺罪29件、故殺罪118件、暴行を伴う騒乱罪232件である。社会風俗に関する犯罪の有罪件数は、宝くじの販売、発行および宣伝罪(selling, issuing, and advertising lottery tickets)47件、無免許酒類販売罪(selling liquor without license)339件である。他の犯罪と比較すれば、動物虐待罪の優先度は著しく低かった。

イギリスで 1822 年にマーチン法が成立した際にはまだ警察も検察も設立されていなかったが、ニューヨーク州には、オランダの植民地であった 1643 年に夜警が導入されて以来、警察が存在していた⁴³⁾。1790 年代までには階級制度の整

⁴²⁾ A. E. Costello, Our Police Protectors: History of the New York Police from the Earliest Period to the Present Time (2nd ed.) (published by the author, 1885), 158.

⁴³⁾ ニューヨーク州の警察史については、上野治男『米国の警察』(良書普及会、1981) 16-21 を参考にした。

備がなされていった。1844年時点では、ニューヨーク市の人口が55万人であったのに対し、警察官は合計で1,000人超いた。1845年に「ニューヨーク市警察の設立及び統制法」 (An Act for the Establishment and Regulation of the Police of the City of New York) 44)が成立し、警察機能を果たしていた様々な役職を統廃合するなど、都市単位での警察の整備がなされていった。検察については、ジャクスニアンデモクラシーの影響で 45)、1846年に検察官(district attorney)の選挙が憲法で明文化された 46)。検察官を選挙するようになり、刑事裁判で民間の法曹が被害者の代理人になることができなくなってからも、1840年代から1850年代頃までは私人訴追が行われるなど 47)、私人訴追が即時に廃止され、国家が訴追を独占するようになったわけではないようである 48)。

警察と検察という法執行機関が一応は整備されていた時期であっても、動物虐待関連犯罪の法執行が著しく少なかったことは、その後のニューヨーク州法における動物虐待防止法の執行についての教訓となった。

4. 公衆衛生問題への法的対応

1860年代のニューヨーク州の衛生状況を概観しておきたい。というのも、当時のニューヨーク州では、食品安全と感染病対策が重要視されており、公衆衛生

⁴⁴⁾ N.Y. Stat. ch. 315 (1844).

⁴⁵⁾ 田中英夫『英米の司法 — 裁判所・法律家』(東京大学出版会、1973) 406-420。

⁴⁶⁾ N.Y. Const. Art. 5, § 1 (1846).

^{47) 19}世紀末期には、私人は刑事事件において検察に対して犯人を訴追するように促したり、証人として法廷に立つといったことしかできなくなっていった(Carolyn B. Ramsey, "The Discretionary Power of 'Public' Prosecutors in Historical Perspective" 39 *American Criminal Law Review* 1309, 1324-1327, 1391 (2002))。

⁴⁸⁾ 白井論は、「18世紀の終わりごろまでに当時の合衆国の諸州で政府の官憲が訴追を行う概念が採り入れられるよう」になったとして、「社会の近代化に伴い国家機関に属する検察官が訴追権を掌握する制度(国家訴追制度)」が採用されたが、その一方で、「被害者等が起訴・不起訴の判断領域から完全に排除されているわけではない」、と説明している(白井論「検察官の『公益』と犯罪被害者等の利益――私人訴追をめぐる合衆国の議論からの一考察」、岡山商大法学論叢 27 号 1, 3-21 (2019))。白井は、被害者を中心として私人の訴追への関与を検討しているのであり、動物虐待に関する事件の訴追権限については言及しない。所有者による動物虐待の事件における被害「者」を誰とするのかは、別途検討が必要である。

の観点から動物の取扱いについて法制度が整備されていたからである。

(1) 食品安全に関する法律

まず、1864年に食品安全の観点から成立した、動物の取扱いを制限した法律を確認する。それは、全5条からなる「混ぜ物による牛乳の粗悪化、牛の閉込め及び不適切な餌を与えることを防止する法律」(An Act to Prevent the Adulteration of Milk, Confining, and Feeding of Cows on Unsuitable Food) $^{49)}$ である $^{50)}$ 。

第1条は、不純物が混ざった牛乳と知りながら(knowingly)取引した者を軽罪刑⁵¹⁾に処すると定めた⁵²⁾。第2条は、取引に用いるための牛乳の製造について、①取引に用いるために牛乳に混ぜ物をしたこと、②市場向けの牛乳の生産、または取引のために飼養している牛を混雑および不健康な状態で飼養したこと、③牛乳に不純物を混入した、乳牛を病気にさせた、または不衛生な牛乳の原因となる餌を与えたこと、という3種類のいずれかの行為をした者を軽罪刑に処すると定めている⁵³⁾。第3条は、ニューヨーク州で牛乳を運送する者に対し、缶または車両に運送者または生産者の名前と生産地を明示することを求める⁵⁴⁾。誤った表示をした場合は100ドルの罰金もしくは懲役刑、または、罰金と懲役刑の両方を科す。第4条は、不純物の混入、不純物が混ざった牛乳、不衛生な牛乳の定義を定める⁵⁵⁾。すなわち、市場に運送するまでの間に牛乳を保管するために氷を入れることを除いて、水やその他の物質を添加する行為を異物の混入とする。蒸留所で出るごみ、または腐敗もしくは発酵した物を餌として与えられた動物か

⁴⁹⁾ N.Y. Stat. ch. 544 §§ 1-5 (1864).

この法律は、1862年に制定された、「混ぜ物による牛乳の粗悪化並びに不純及び不衛生な牛乳の取引を防止する法律」(An Act to Prevent the Adulteration of Milk, and Prevent the Traffic in Impure and Unwholesome Milk)の改正法である。

⁵⁰⁾ ASPCA, First Annual Report, 58-60.

⁵¹⁾ 本法に定める軽罪刑の処罰の内容は50ドルを超える罰金に処するとういうものである。 罰金を支払わない場合は30日間の懲役に処し、30日間を超えても支払いがなされない場合には、支払いがなされるまで懲役に処する。

⁵²⁾ N.Y. Stat. ch. 544, § 1 (1864).

⁵³⁾ *Id.*, § 2.

⁵⁴⁾ Id., § 3.

⁵⁵⁾ Id., § 4.

ら得られた牛乳を、不純物が混入しているおよび不衛生な牛乳とする。第5条は、 可決と同時に本法を施行すると定める⁵⁶。

この法律は、不純物が混ざった牛乳などを定義し、製造から運送そして取引の一連のサプライチェーンに関する規定を定めている。法律の名称と条文から読み取れるように、あくまでも食品安全の観点から動物の飼養方法を制限しているのであり、「動物を保護する」といった文言はみられない。しかし、食品安全の確保という目的とは別に、この法律は ASPCA によって動物保護のための法律と解され、その活動の根拠法令とされていく570。

(2) 公衆衛生に関する専門機関

このような公衆衛生の問題に対応するために、1866 年 2 月 26 日に「生命及び健康の保持並びに病気の蔓延を防止するための衛生地区及び衛生局創設法」(An Act to Create a Metropolitan Sanitary District and Board of Health Therein, for the Preservation of Life and Health, and to Prevent the Spread of Disease) 60) が成立し、ニューヨーク市衛生局が設立された61)。

第1条は、この機関の活動範囲である、ニューヨーク州ならびに州内の市およ

⁵⁶⁾ Id., § 5.

⁵⁷⁾ ASPCA, First Annual Report, 58-60.

⁵⁸⁾ Citizens' Association of New York. Council of Hygiene and Public Health, Report of the Council of Hygiene and Public Health of the Citizens' Association of New York upon the Sanitary Condition of the City (New York: D. Appleton and Company, 1865), i-cxiiii.

⁵⁹⁾ *Id.*, 155–158.

⁶⁰⁾ N.Y. Stat. ch. 74, §§ 1-33 (1866).

^{61) 1860} 年代のニューヨーク州および市の公的機関にとって、劣悪な衛生環境にあると畜場、道路に放置された馬などは公衆衛生管理上の深刻な問題であった(Metropolitan Board of Health, *Annual Report of the Metropolitan Board of Health 1866*; James F. Richardson, *The New York Police: Colonial Times to 1901* (New York: Oxford University Press, 1970), 150-151)。

び村を、「ニューヨーク州メトロポリタン衛生地区」(Metropolitan Sanitary District of the State of New York)とした⁶²⁾。この地域がニューヨーク市警の管轄下にあることも条文に明記されている。

第2条は、衛生局の構成を定めた⁶³⁾。衛生局の中の、衛生委員会(Sanitary Commissioner)は5人の委員で構成される。第1条で定めた地区の住人から適切な人物4人を州知事が指名し、州議会の下院の同意によって委員となる。その中の3人は医師、1人はブルックリン市の住人でなければならない。また、ニューヨーク港の現役の衛生官も衛生委員会の委員となる。このように選出された委員に、警察から出向した上限4人の委員が加わって衛生局が構成される。会議の定足数は5人と定められた。

第14条は、不衛生な場所や建物における清掃や消毒についての命令と法執行 の権限を衛生局に授権した64)。第1項は建物、事業、物体、下水道などが「生 命又は健康に対して危険であるか、又は危険を及ぼす状況 | (in a condition or in effect dangerous to life or health) にある場合に、記録を基にして公的ニューサ ンスまたは生命もしくは健康に危険であると宣言し、その物を排除する、事業を 停止する、清掃または消毒するように命じる権限を、衛生局に付与した。命令は、 所有者、占有者または事業主など、法執行に最も直接的に利害を有していると衛 生局が判断した者に対して下される。これらの命令が下された者に対して、命令 の変更などを請求する権利が衛生局に認められた。また、聴聞手続も整備された。 第2項は、「生命又は健康に対して危険又は有害な状況」(in a condition dangerous or detrimental to life or health) にあると判断される車両、船舶、建物や場 所などを清潔にする、もしくは消毒などをするように命令する、衛生局の人員を 用いて当該命令を執行する、または警察に当該命令を執行するように要求する権 限を、衛生局に付与した。警察は衛生局の要求に応じる義務を有し、必要に応じ て人員を雇用する。法執行に際して発生した経費を所有者などへ要求する手続も 整備された。また、法律や衛生局が定める命令に違反した者を衛生局と警察が逮

⁶²⁾ N.Y. Stat. ch. 74, § 1 (1866).

⁶³⁾ Id., § 2.

⁶⁴⁾ Id., § 14.

捕できた。さらに、逮捕令状を発付する権限や、証拠調べをする権限などを衛生 局に付与した。

第17条は、ニューヨーク市警と衛生局が、公衆衛生の推進と人々の生命を守るために協力する旨を定めた⁽⁶⁵⁾。具体的には、ニューヨーク市警が、衛生局に人間の生命や健康に対する全ての脅威に関して適切に助言し、衛生局の命令を含む全ての衛生法令違反を定期的に連絡し、衛生関係の有用な情報を全て提供しなければならないこと、適切なときに衛生法令を執行することなどを定めた。

第20条は、衛生局に、公衆衛生に関する命令を定める権限を付与し、定めた 命令の周知義務を課した⁶⁶⁾。

第30条は、本法、本法に基づく衛生局の内規や衛生局が発する命令などに反 した者を、刑事裁判で軽罪刑に処す、と定めた⁶⁷⁾。

これらの条文により、衛生局と警察の人員交流から、情報共有、法執行に至るまで、この両者が密接に連携することが定められた。

本稿で注目したいのは、衛生局の人事である。第2条に基づき、ニューヨーク市警から人員が4人派遣されていた。そのなかには、ニューヨーク市警の署長として、衛生局の法令担当委員の一員となり、のちに ASPCA の幹部会員にもなるトーマス・C・アクトン(Thomas C. Acton)が含まれていた。彼には、衛生局から給与が支給されていた $^{(8)}$ 。

衛生局は第 20 条に基づき⁶⁹⁾、全部で 164 条からなる「衛生命令集」(Code of Health Ordinances and Rules and Sanitary Regulations) を 1866 年 4 月 20 日に 定めた⁷⁰⁾。様々な分野にわたる命令から、動物の取扱いに関する規定の一部を確認する。

第43条は、食品の安全性と衛生性が確保されたと認められる最善の方法でと

⁶⁵⁾ Id., § 17.

⁶⁶⁾ Id., § 20.

⁶⁷⁾ Id., § 30.

⁶⁸⁾ Metropolitan Board of Health, Annual Report of the Metropolitan Board of Health 1866, 87.

⁶⁹⁾ N.Y. Stat. ch. 74, § 20 (1866).

Metropolitan Board of Health, Annual Report of the Metropolitan Board of Health 1866, 37, 698–738.

畜、または肉や魚の保存をしなければならないと定めた。第 105 条は、病気に罹患している、または、接触感染性の病気にさらされた馬、牛、豚、羊、犬、または猫をニューヨーク市またはブルックリン市に入れてはならないとした。第 106 条は、狂犬病に罹患した動物を、所有者、占有者、または管理者が速やかに殺処分すると定めた。加えて、狂犬病の疑いがある場合には発症しないかを安全な場所で観察すること、狂犬病で死んだ動物の死体は少なくとも地下 3 フィートの深さに、かつ、住居から 1,000 フィート以上離れたところに埋めなければならないことも定めた。第 107 条は、人の生命や健康への危害を防止するために、動物や魚の死体の路上や水路への放置を禁じた。第 122 条は、不衛生な、もしくは混ぜ物をした牛乳、または、家畜小屋に閉じ込められるようにして育てられた、もしくはゴミを餌として与えられた牛から搾乳された牛乳の販売を禁じた。また、そのような牛乳を材料とするバターやチーズの販売も禁じた。第 161 条は、適切に口輪をはめていない、または鎖か紐でつないでいない限り、犬を公道に入れることを禁じた。

これらの命令から、人間の生命や健康に害をなす可能性のある動物を徹底的に 生活圏から排除しようとした衛生局の姿勢が読み取れる。また、牛乳に関する規

定がおかれたのは、不衛生な牛乳が子供の死因となると衛生局が深刻に捉えていたためと考えられる⁷¹⁾。

衛生局が初年度年次報告書に掲載した多岐にわたる統計資料から、動物の取扱いに関するものに焦点をあてる。担当警察官による報告資料によれば、1866年3月5日から10月31日までに市外に移動させた動物の死体の数は、表1の通りとなっている72)。

このように、衛生局は多数の動物の死体を市外に

表1 衛生局が市外へと死体 を移動させた頭数

動物種	頭数
馬	2,867
成牛 (cows)	144
山羊	181
羊	102
豚	284
犬と猫	4,616
子牛 (calves)	1,152

⁷¹⁾ *Id.* 31.

⁷²⁾ 年次報告書の数値を基に作成をした(id., 697)。以下でも、特に断りがない限り、本稿 執筆にあたり作成した表である。

表2 衛生局が回収した不衛生食材

食材	バレル	
子牛の肉(veal)	23,025	
羊肉	33,595	
成牛の肉(beef)	28,385	
豚肉	5,735	
魚	91,020	
鶏肉	1,621	

移動させた。なかでも、犬と猫の死体の移動数が突出して多い。次に多いのが、馬の死体の移動数である。これほどの数の動物の死体の処理をするのは、たいへんな労働負担と財政負担が必要とされたと推測される。

ついで、衛生局が回収した、不衛生な食材の 統計値⁷³⁾をまとめたのが、表2である。

表2から読み取れるように、相当量の不衛生

な魚を衛生局が回収していたことがわかる。また、子牛と成牛を合わせると、牛肉の回収が熱心に行われていたといえる。不衛生という形容詞は使われていないものの、卵が12バレル、臓物が142,410バレル回収された⁷⁴⁾。加えて、不潔なためにニューサンスに該当するとして、と畜場について42件、豚舎について87件の報告を衛生局がしたことも、記録されている⁷⁵⁾。

表1と表2からわかるように、衛生局および警察は、相当数の動物の死体を市外に移送し、大量の不衛生な肉や魚、臓物を回収していた。また、病気の動物や動物の死体の取扱いについては衛生局によって細かく命令が規定されていた。公衆衛生上、動物とその死体から人間をいかに守るかは、当時のニューヨーク州および市において重要な課題であったことがうかがえる。また、不潔なためにニューサンスに該当するとされたと畜場や豚舎についての報告からは、食品安全と周辺環境への影響が問題視されていたことが読み取れる。

Ⅲ ASPCA の法人化と動物虐待防止に関する立法

ニューヨーク州の動物虐待防止法の一大転機となったのが、1866年の諸立法 である。この年に ASPCA が法人化され、様々な活動を展開する。以下で諸立法

⁷³⁾ *Id*.

⁷⁴⁾ 動物種について、卵は鶏卵であると考えられるが、臓物についてはそもそも動物の特定が不可能であったと考えられる(*id*.)。

⁷⁵⁾ Id., 695.

を概観していく。

1. バーグの活動

ニューヨーク州の動物虐待防止に関する法制度の制定に尽力したのが、バーグ である76)。バーグは、1823年に造船会社の経営者の息子として生まれる。裕福 な家庭に育ち、コロンビア大学に進学するも学士号を取得せずに退学し、欧州へ と遊学する。リンカーン大統領の指名で1862年からロシアのサンクトペテルブ ルクの領事館に勤務している間に、馬車に用いられた馬に対する虐待を目の当た りにして、動物保護に目覚めたとされる770。1864年に外交官を退官後、イギリ スの RSPCA で最先端の動物虐待防止活動を学んだ。そして、帰国したのちにニ ユーヨークを中心に全米で動物保護活動を展開する78)。

バーグがイギリスに渡り RSPCA の活動を範としたことは、自身が立ち上げた 団体の名称に「全米」の SPCA という名称を付けたことからもうかがえる。

2. ASPCA 法人化法

法執行を担った団体である RSPCA に学んだバーグの尽力によって、1866 年 4 月 10 日に「ASPCA 法人化法」(An Act to Incorporate the American Society for the Prevention of Cruelty to Animals)⁷⁹⁾が成立した⁸⁰⁾。この法律は、全 10

⁷⁶⁾ Coleman, Humane Society Leaders in America, 33-64. なお、バーグの生年に関しては諸説がある(ジェイムズ・ターナー(斎藤九一訳)『動 物への配慮 — ヴィクトリア時代精神における動物・痛み・人間性』(法政大学出版局、 1994) 80. 原注35)。

⁷⁷⁾ バーグが熱心に動物保護活動を展開した動機については様々な説があるが、動物に対し て愛着を感じていたわけではなく、虐待行為それ自体を嫌悪していたためだとされている。 ターナーは、「無駄に過ごした過去を超越し、身を屈することなく名を挙げること」を目 的としていたのだと解している(id., 80-81)。アンティは、他にも、民族差別や階級差別 に基づくとする見解や、文明の没落に結びつく動物虐待の阻止を試みたという見解も挙げ ている (Unti, "The Quality of Mercy", 99-105)。

⁷⁸⁾ 彼以前にも、動物虐待防止法の成立のために尽力をした人物はいたが、最初に成功を収 めたのがバーグだといわれている (Lawrence Finsen and Susan Finsen, The Animal Rights Movement in America: From Compassion to Respect (New York: Twayne Publishers, 1994), 42-47)

⁷⁹⁾ N.Y. Stat. ch. 469, §§ 1-10 (1866).

条からなる。以下で、各条の内容を概観する。

第1条は、70人の会員名を列挙したうえで、彼らの関係者も会員とした⁸¹⁾。 政治家をはじめとして公務員の名前が挙がっている。条文自体には役職は付され ていないものの、ASPCAの団体としての性質を考えるうえで、重要となる人物 とその役職を列挙する⁸²⁾。

ジョン・T・ホフマン(John T. Hoffman): 現役市長、1869 年からニューヨ ーク州知事

A・オーキー・ホール (A. Oakey Hall): 現役検察官、退官後は1869年から1872年までニューヨーク市長

トーマス・アクトン:ニューヨーク市警察署長、衛生局法令担当役員⁸³⁾ ジョン・A・ケネディー(John A. Kennedy):ニューヨーク市警察本部長 ウィリアム・マックマリー(William McMurry):ニューヨーク市警財務部 長

このように、法人化された時点の ASPCA は、政治家、現役検察官、警察官を 抱えていた 84 。

第2条は、会長を1人、副会長を10人とするなど、協会の役員について定めた85)。第3条は、役員を協会員から選任すると定めた86)。第4条は、図書館の創設を許可した87)。第5条は、州法と連邦法に即した定款の制定を命じた88)。第6条は、不動産取得に一定の制限をした89)。

⁸⁰⁾ ASPCA, First Annual Report, v-vii.

⁸¹⁾ N.Y. Stat. ch. 469, § 1 (1866).

⁸²⁾ 役職については、レーンとザヴィストフスキの調査に依拠した (Lane and Zawistowski, *Heritage of Care*, 16)。

Metropolitan Board of Health, Annual Report of the Metropolitan Board of Health 1866.

レーンとザヴィストフスキは、アクトンが警察署長であったことには言及するが、衛生局の関係者であることは触れていない(Lane and Zawistowski, *Heritage of Care*, 16)。アンティは、ASPCA と衛生局の間に交流があったことは記述しているものの、設立当初のASPCA と衛生局の幹部を兼務するアクトンについては触れていない(Unti, "The Quality of Mercy", 86-87, 91-92, 107-109, 113-115, 120-122)。

第7条は、以下の通り、ASPCAの法執行について警察が支援すべきであると 定めた⁹⁰⁾。

ニューヨーク市及び警察機構が存在する他の地域の警察権力は、要求に応じて、物言わぬ動物(dumb animals)の保護のために定められた現在及び未来の全ての法律の執行において、当該協会、会員、又は法執行担当員(agents)を支援しなければならない。

この条文により、ASPCA の法執行担当員は、1829年の動物虐待防止に関する条文91)と、1864年の混ぜ物による牛乳の粗悪化、牛の閉込めおよび不適切な餌を与えることを防止する法律92)などに違反した人物を逮捕できるようになった93)。

第8条は、ASPCA またはその法執行担当員の働きにより回収された、物言わぬ動物の保護のために定められた法律への違反に対する罰金の半額が、ASPCAの利益に帰すると定めた94)。

この条文により、ASPCA は、罰金の半額の受領権限を授権された。ASPCA

⁸⁴⁾ レーンとザヴィストフスキは、これらの人物の参加には言及しているものの、バーグとゲリー以外の会員による法執行については検討していない(Lane and Zawistowski, Heritage of Care, 16-26)。アンティは、検察官であるホールの ASPCA への在籍に触れ、また、ASPCA に一定の権限が付与される前提としてニューヨーク市衛生局の活動があったと説明するが、ケネディーとマックマリーについては言及していない(Unti, "The Quality of Mercy", 75-105)。フェイヴァーとツァンは、公務員の ASPCA への在籍について、まったく触れていない(Favre and Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s")。

⁸⁵⁾ N.Y. Stat. ch. 469, § 2 (1866).

⁸⁶⁾ Id., § 3.

⁸⁷⁾ Id., § 4.

⁸⁸⁾ Id., § 5.

⁸⁹⁾ Id., § 6.

⁹⁰⁾ Id., § 7.

⁹¹⁾ N.Y. Rev. Stat. vol. 2, par. 4, ch.1, tit. 6, § 26 (1829).

⁹²⁾ N.Y. Stat. ch. 544, §§ 1-5 (1864).

⁹³⁾ ASPCA, First Annual Report, 58-62.

⁹⁴⁾ N.Y. Stat. ch. 469, § 8 (1866).

が決執行を行うためのインセンティブが与えられたと考えられる。

この法律によって、ASPCA は、政治家や高級官僚といった公務員が在籍する、 逮捕権限と罰金の半額の受領権限を授権された団体となった。

3. 1866 年動物虐待防止法

4月10日にASPCAが法人となり、動物虐待防止に関する法律の違反者の逮捕権限と罰金の半額を受領する権限を付与されてから間もない4月19日に、1829年の動物虐待罪に関する条文の改正がなされた。それは、全2条からなる、「動物虐待防止に関する法律」(An Act Better to Prevent Cruelty to Animals)(以下、1866年動物虐待防止法)95)である96)。

第1条は、1829年に制定された条文を以下のように改正する97)。

自己の行為(act)又は過失によって、自己又は他人が所有している、馬、 ロバ、牡牛、畜牛、羊、又は他の動物(other animals)を、悪意をもって 殺し、身体の一部を切断し、傷つけ、痛めつけ、苛み又は残虐に殴打した者 は、有罪の場合、軽罪刑に処する。

動物殺傷および虐待に関する本条と旧法98)との違いは、3点ある。第1に、列挙されている動物種の増加である。旧法では馬、牛、羊のみであったが、この条文ではロバとその他の動物が追加された。運送などに用いることのできた比較的大きな動物が保護されている。この、「動物」に何が入るのかをめぐっては、のちに法解釈上の問題となる。第2に、所有者が誰かを問わず、一定の行為を禁じていることである。所有の有無に応じた違反行為の区別は廃止された。第3に、処罰対象行為である。過失についても処罰の対象となり、悪意をもって痛めつけることも処罰対象に加わえられた。また、苛むおよび殴打することについて旧法

⁹⁵⁾ N.Y. Stat. ch. 682, §§ 1-2 (1866)

⁹⁶⁾ ASPCA, First Annual Report, 61-62.

⁹⁷⁾ N.Y. Stat. ch. 682, § 1 (1866).

⁹⁸⁾ N.Y. Rev. Stat. vol. 2, par. 4, ch. 1, tit. 6, § 26 (1829).

ではともに「悪意をもってかつ残虐に」という要件があったが、苛むことについては「悪意をもって」のみに、そして殴打することは「残虐に」のみにと要件が変わった。

追加された第2条は、遺棄について定めていた⁹⁹⁾。年老いた、身体の一部が 切断された、または病気の馬またはラバの、所有者、御者、または占有者が、ニューヨーク州内にある市の路上に、そのような障害を抱えていると知りながら馬 またはラバを遺棄し(allow such horse or mule to lie)、3時間を超えて当該馬 またはラバが路上に放置されていたときに、有罪の場合、軽罪刑に処する。

この条文によって、一定の動物に対する遺棄が処罰の対象となった。第1条と 同様に所有者もこの犯罪の処罰対象となる。第1条と異なる点としては、対象と なっている動物種が馬とラバに限定されていることが挙げられる。

全2条からなるこの法律によって実体法上の充実が図られ、ASPCAが法執行できる範囲が拡張された。

4. 食用の動物の健康に関する法律

1866 年に食品安全の観点から行われた動物の取扱いについての立法も ASPCA の初年度年次報告書に挙げられている 100 。それが、4月13日に成立した、全4条からなる「食用の動物の健康を保持する法律」(An Act for the Preservation of the Health of Animals for Human Food) 101 である。

第1条は、人間の食用になる動物の運送についての規制を、鉄道会社に課した¹⁰²⁾。鉄道会社は、竜巻や他の偶発的な事故を除いて、畜牛、羊または豚を、28時間を超えて継続して閉じ込めて輸送してはならない。また、10時間以上連続して休息、給水および給餌のために荷下ろしをしないことを禁じた。継続して閉じ込める時間を見積もる際には、偶発的な事故を除いて、動物の受入先の線路の連結部分において休息を与えずに閉じ込めていた時間も含める。また、同条は、

⁹⁹⁾ N.Y. Stat. ch. 682, § 2 (1866).

¹⁰⁰⁾ ASPCA, First Annual Report, 60-61.

¹⁰¹⁾ N.Y. Stat. ch. 560, §§ 1-4 (1866).

¹⁰²⁾ Id, § 1. なお、条文からは閉込輸送の態様は読みとれない。

バッファローアンドステイト鉄道でバッファローに到着するまで、または、アトランティックアンドグレートウェスタン鉄道でサラマンカに到着するまでの間の輸送について、本法が適用されないと定めた。第2条は、給餌や給水に関する費用の負担について定めた¹⁰³⁾。すなわち、当該動物の所有者または管理者が、世話、餌、または休憩にかかる費用の支払いを拒否した、または支払わなかった場合、鉄道会社は、所有者または荷受人への費用請求または動物を留置できる。また、留置物にかかる損害が所有者または荷送人によって補償されない場合、本法に基づき動物を差し押えられるようになった。第3条は、刑罰を定めた¹⁰⁴⁾。鉄道会社、または、当該動物の所有者、荷受人、もしくは管理者が本法に違反した場合、合計 100 ドルの罰金に処す。罰金の半額が情報提供者に支払われ、残りの半額がニューヨーク州の公庫に入る。第4条は、本法は可決と同時に施行すると定めた¹⁰⁵⁾。

この法律の特徴として、3点が挙げられる。第1に、対象動物である。対象となる動物は人が食する動物に限定されている。牛、羊、豚の輸送のみが対象となり、馬の運送は対象外となる。第2に、規制対象行為として、長時間連続した輸送が問題視されていることである。条文には「動物保護のため」といった文言はないが、ASPCA は本法を用いて鉄道会社への法執行を行うこととなる。そして、第3に、罰金の取扱いである。情報提供者に罰金が半額支払われる。これは、ASPCA 法人化法第8条106)の規定に類似している。罰金を原資として金銭を支払い、刑事手続への協力のインセンティブとする制度であった。

IV 初年度年次報告書に見られる 1866 年度の ASPCA

1866年のASPCAの活動内容や、ASPCAがその活動の基礎にあると捉えた法制度について、翌年に出版された初年度年次報告書にまとめられている。報告書

¹⁰³⁾ Id., § 2.

¹⁰⁴⁾ *Id.*, § 3.

¹⁰⁵⁾ Id., § 4.

¹⁰⁶⁾ N.Y. Stat. ch. 469, § 8 (1866).

の構成は以下の表3の通りである。

表3 初年度年次報告書の構成

見出し	ページ
本の寄贈の呼びかけ	
索引	i-ii
1867年5月の年次総会で選出された役員	iii-iv
設立趣意書 (Charter)107)	v-vii
内規	viii-xviii
1867年の年次総会議事録	1-47
訴追と有罪	47-57
本協会の目的に関係する州、郡、衛生局(Health Board)の法	58-66
動物虐待罪を犯した個人の訴追を望む人に向けての手引き	66-68
1866年5月10日警察本部長命令	69-70
会員・寄付者名簿	71-76
追悼	77
遺贈書式	78
支部	79

本の寄贈の呼びかけと索引を除いて、内容は大まかに、法令および内規と、活 動報告に分けられる。

ASPCA が活動の根拠として掲載していた法律は、ASPCA 法人化法108)、混ぜ 物による牛乳の粗悪化、牛の閉込めおよび不適切な餌を与えることを防止する法 律109)、食用の動物の健康を保持する法律110)、1866年動物虐待防止法111)、軽罪 刑に関する刑法の条文 112 、また、後述する 1867 年の立法 113 である 114 。さらに、

¹⁰⁷⁾ ASPCA は、ASPCA 法人化法 (id., \$\frac{1}{2}\$1-10) を設立趣意書として掲載している。

¹⁰⁸⁾ Id

¹⁰⁹⁾ N.Y. Stat. ch. 544, §§ 1-5 (1864).

¹¹⁰⁾ N.Y. Stat. ch. 560, §§ 1-4 (1866).

¹¹¹⁾ N.Y. Stat. ch. 682, §§ 1-2 (1866).

¹¹²⁾ 軽罪には、1年を超えない郡刑務所への懲役、もしくは250ドルを超えない罰金、ま たはその両方が科された (N.Y. Rev. Stat. vol. 3, tit. 6, par. 4, § 55 (1859))。

¹¹³⁾ N.Y. Stat. ch. 375. §§ 1-10 (1867).

動物虐待関連犯罪の犯人を訴追したいと考える人に向けた手引きや、警察本部長 命令も記載されている¹¹⁵。

活動報告としては、年次総会の議事録での主要な事件についての説明や、ASPCAが対応した事件の日付、被疑者名、裁判所の判断が掲載されていた¹¹⁶⁾。また、遺贈書式を掲載し、資金調達を図っている¹¹⁷⁾。初年度年次報告書出版時点の支部数は、ニューヨーク州内に2つの支部があるだけであった¹¹⁸⁾。

1. 内規

ASPCA が初年度に定めた内規は、全部で15条あった。協会内部の役割分担に関する条文を中心に確認する。

第1条が協会名を定め、第2条は「全米で動物虐待防止のための効果のある手段を提供すること | を目的として掲げた。

第3条は、会員の種類を定めた¹¹⁹⁾。第4条は、会員の種類に応じた年会費と一括払いでの終身会員費、そして2年連続で未支払いの会員を執行役員会にて除名すると定めた¹²⁰⁾。第5条は、会員による年一回の選挙で役員(会長、副会長、書記、財務担当役員、執行役員)を選ぶと定めた。第6条は、年次総会の開会日と、在籍日数が20日以上経過した会員への選挙権の付与、また、執行役員、書記、財務担当役員による報告義務を定めた。第7条は、執行役員会の求めに応じて特別会議を開催すると定めた。また、ニューヨーク市内で出版される新聞2紙に3日前に告知をすれば、会長、会長が不在の場合は副会長のうちの1人、または、15人の会員の求めに応じて、特別会議を開催できた。第9条は、年次総会

¹¹⁴⁾ ASPCA, First Annual Report, v-vii, 58-66.

¹¹⁵⁾ Id., 66-70.

¹¹⁶⁾ *Id.*, 1-57.

¹¹⁷⁾ Id., 78.

¹¹⁸⁾ Id., 79.

¹¹⁹⁾ 法人化時点の内規では、男性は居住者会員、非居住者会員、名誉会員、通信会員 (Corresponding members)、職責会員 (Ex-officio members) のいずれかになれたが、女性は支援者 (Patronesses) という身分とされるなど、性別による書き分けがなされている。

¹²⁰⁾ 居住会員は年会費 10 ドル、終身会員費 100 ドル、非居住会員は年会費 5 ドル、終身会員費 50 ドル、支援者は年会費 5 ドル、終身会員費 50 ドルであった。

を除いて、全ての会議の定足数を9人とした。第11条は、会議の司会者は会長が務め、会長が不在の場合は副会長が務め、両者が不在の場合は臨時の司会を決めると定めた。第13条は、財務担当役員が、契約書や有価証券、会費の回収や銀行口座の管理などを担当し、口座から現金を下ろすにはASPCAの目的に照らして権限に基づいた出費だと確認したうえで執行役員会の議長または会長の副署とともに署名をする、そして、会計監査をしてから年次総会に詳細な年次報告書を提出する、と定めた。第14条は、執行役員会の業務を定めた。すなわち、事業、財産および基金の管理、必要な規定や書記の給与の決定、法執行担当員の指名、欠員補充の判断などである。また、書記を除いて、執行役員には給与は支払われないと定めた。

この内規が定めた役職に誰が就任したのかを確認する¹²¹⁾。バーグが会長と執行役員に選出され、現役市長であったホフマンは副会長に、現役警察官のアクトンとケネディーは執行役員に、同じく警察官のマックマリーは財務担当役員に就いた¹²²⁾。特定の権限を有する役職に、現役の市長と警察官が就いていたことは注目に値する。

直接的に業務を担当していたか否かは不明であるが、名誉会員として、当時の大統領と副大統領、ニューヨーク州知事と副知事が挙げられている。職責会員は、RSPCAの会長と副会長となっている。ASPCAが、政界の有力者、さらにはイギリスの動物保護団体との間にコネクションを有していたことがうかがえる。

2. 年次総会議事録

次に初年度年次報告書に掲載されている年次総会の議事録の中で、比較的分量を割いて説明されている項目を選択して紹介する。

¹²¹⁾ *Id.*, iii-iv.

¹²²⁾ 副会長は全10人、執行役員は全15人、財務担当役員は1人である (N.Y. Stat. ch. 469. § 2 (1866))。

なお、マックマリーが財務担当役員を辞したと記載されている(ASPCA, First Annual Report, iv)が、後述するように 1866 年度の会計報告までは担当しているため、ASPCA 設立初年度の活動の考察には影響がない。

(1) 「動物」をめぐる事件

1866 年動物虐待防止法第 1 条で保護されていたのは、「動物」(animals)であったために 123)、何が同法にいう動物に該当するのかが争点となっていた。この争点について、初年度年次報告書の中で取り上げられていたのが、アオウミガメ(green turtle)輸送に関する事件である 124)。

ある船内でのアオウミガメの輸送方法が 1866 年動物虐待防止法¹²⁵⁾違反に該当している、という連絡が ASPCA に届いた。それは、アオウミガメの足に紐を通して、数週間あおむけにしたまま餌を与えないという方法であった。輸送船の船長の虐待行為に対し、正式起訴状が提出された。しかし、船長には有罪判決が下されなかった。この件で、ASPCA は新聞報道で嘲笑された¹²⁶⁾。当時は亀が劣った生物であり、同情の対象だと考えられていなかったからである。

争点となったのは、亀は魚なのか、法律にいう動物(animals)なのか、そして、亀には感情があるのかであった。バーグは、ハーヴァード大学比較動物博物館のL・アガシー(L. Agassiz)にこの問題に対する意見を求めた。アガシーからの返信が初年度年次報告書に掲載されている¹²⁷⁾。アガシーは冒頭で亀の輸送を奴隷貿易になぞらえ、そもそも亀も苦痛を感じるとしたうえで、この事件の輸送方法によって亀は苦痛を感じていたと結論づけた。その証明として、この事件の輸送方法によって亀が死んでいることを挙げた。

アガシーが亀の輸送を奴隷貿易になぞらえたことから、南北戦争直後の当時の世相が読み取れる。ASPCA は、当時の権威であるアガシーの意見を引きながら、判決の誤りと自らの活動の正当性を主張しようとしたのだろう。この「動物」をめぐる議論は、後述する 1867 年の立法に反映されることとなる。

¹²³⁾ N.Y. Stat. ch. 682, § 1 (1866).

¹²⁴⁾ ASPCA, First Annual Report, 5–10.

¹²⁵⁾ N.Y. Stat. ch. 682, § 1 (1866).

¹²⁶⁾ たとえば、馬や牛などの大きな脳をもつ動物とは違って亀や鶏には感覚がないので、 訴訟をする前に医師などの専門家の意見を聞くべきだったと、ニューヨークタイムズ紙は ASPCA を批判した ("The Society for the Prevention of Cruelty to Animals", *New York Times*, June 6, 1866, 4)。

¹²⁷⁾ ASPCA, First Annual Report, 6-8.

初年度の年次報告書の中で何度も言及された話題の1つが、動物の生体解剖で あった¹²⁸⁾。ASPCA は、イギリスやヨーロッパ大陸の動物虐待防止協会が生体 解剖に長らく反対してきたにもかかわらず、アメリカでは依然として科学の名の 下に生体解剖が行われていると非難した。また、犬や猫などを用いた生体解剖や、 病気に罹患をさせて経過を観察するといった実験が行われていることも報告した。 そして、バーグがニューヨーク市にある医科大学の役員に対して、生体解剖を全 く行わない、または、科学の進展を妨げることがないようにしながらも麻酔を用 いて動物に痛みを与えずに実験ができないかと相談したことも、記録されている。

バーグが議会で行った演説も抄録の形式で掲載されている129)。この演説の要 点は、ニューヨーク市内で行われている動物に苦痛を与える実験を非難すべきこ と、RSPCA がイギリスとフランスで生体解剖の反対運動をしていること、また、 イギリスの一部の科学者によって生体解剖の問題点が指摘されていることであっ た。

このような ASPCA の生体解剖への反対の姿勢は、「動物」に関する議論と同 様に後述する翌年の立法に部分的に採用されることとなる。

(3) 道路の舗装

石材ではなく木材を用いるニコルソン補装の採用が馬への負担の軽減につなが ることを、ASPCA は一定の紙幅を割いて主張した130。ニコルソン補装は、馬 への負担を軽減できるという意味で人道的であり、加えて、馬を長く健康的な状 態で使用できるという意味で経済的でもある、と記した。

動物の苦痛への配慮という人道的な活動と経済的な利益を結び付ける説明によ り、動物に配慮したいという感情を共有していない人々に対しても ASPCA への 協力を訴えたと考えられる。

¹²⁸⁾ *Id.*, 19-27.

¹²⁹⁾ Id., 22-27.

¹³⁰⁾ Id., 13-18, 40-44.

(4) 関係者への謝辞

ASPCA の活動内容を好意的に評した報道機関、警察、検察、そして高額寄付者への感謝も記録されている¹³¹⁾。報道機関については、ジャーナリストや新聞社名を挙げ、高額寄付者は実名と寄付額を掲載していた。警察については後述する「命令」について言及している。

ASPCA は一般大衆からの支持を得る手段として報道を重視していたために、好意的な報道をしたジャーナリストのフランク・レスリー(Frank Leslie)を実名で賞賛したと考えられる¹³²⁾。また、発足間もない ASPCA にあっては組織運営上資金集めが重要な課題であるため、特別に高額寄付者に謝意を示したのであるう。

3. 財務状況

初年度年次報告書に掲載されている財務報告書は、警察官であり、ASPCAの財務担当役員であったマックマリーが作成した¹³³⁾。その内容は、次頁の表 4の通りである。

表 4 右側の受領した現金の部からわかるように、税金という名目での現金の受領はなされていない。初年度から罰金を受領していたことから、ASPCA 法人化法第 7条 134) に基づき、ASPCA が訴訟に関与していたことがわかる。左側の現金支出と比較をすると、罰金では活動を支えられず、終身会員費が設立初年度の活動の大部分を支えていたようである。また、内規第 14条 に基づき、ASPCAの執行役員(アクトン、ケネディー)には給与が支払われていない。報奨金については、次節で説明する。

警察官であるマックマリーが、内規第13条に基づき、ASPCAの目的に照らして銀行口座からの出金を管理し、さらには会計監査を行い、財務報告資料作成および年次総会での報告をしている。このことは、ASPCAという団体の性質を

¹³¹⁾ Id., 30-35.

¹³²⁾ このジャーナリストは ASPCA の執行役員を兼ねていた (id., iii)。

¹³³⁾ Id., 35-36.

^{〈 〉}は翻訳にあたり追記した。以下同様。

¹³⁴⁾ N.Y. Stat. ch. 469, § 7 (1866).

表 4 財務報告

1866 年 4 月 23 日から 1867 年 5 月 1 日までの現金支出		年 1866年4月23日から1867年5月1日までに受領した現金	
事務所家賃	1,000.08 ドル	終身会員費	4,600.00 ドル
ガス費	3.00 ドル	居住会員、非居住会員、女性支援員会費	1,030.00 ドル
家具費	528.76 ドル	寄付金	1,558.00 ドル
文房具費	160.10 ドル	1867年3月1日までの罰金額は592ドルであり、〈ASPCA が受領したのは〉 その半額〈にあたる〉	296.00 ドル
印刷費	562.38 ドル	総額	7,484.00 ドル
事務員給与	1,434.42 ドル		
調査員給与	978.03 ドル		
旅費	112.60 ドル		
郵送費	30.81 ドル		
報奨金	83.00 ドル		
維費	154.62 ドル		
預金残高	2,436.20 ドル		
総額	7,484.00 ドル		
		差額調整金	2,436.20 ドル
	18	867 年 5 月 1 日 ウィリアム・マックマリー	財務担当役員

考えるうえでは、考慮する必要があろう。

4. 訴追のための手引き

ASPCA は、一般市民向けに「動物虐待罪を犯した個人の訴追を望む人に向け ての手引き」(Suggestions for the Guidance of Persons Desirous of Prosecuting Individuals Guilty of Cruelty to Animals) を初年度年次報告書に掲載していた。 ASPCA の活動内容を把握するのに良い素材であるので、全文を掲載する135)。

¹³⁵⁾ ASPCA, First Annual Report, 66-68.

(596) 一橋法学 第19巻 第2号 2020年7月

- ①違反者を警察、保安官または他の公務員に拘束してもらう、②召喚状を 発付する、③令状に基づき被疑者を逮捕する、という手続があります。
- ①逮捕権限を有する公務員に違反者の身柄を拘束してもらう。

ニューヨーク市または治安判事が常駐している他の町において犯罪行為がなされたときの最善の方法は、当該犯人を裁判所に速やかに送致し、直ちに処罰することです。虐待を目撃したときに警察官もしくは保安官が周囲にいない場合、または警察官もしくは保安官の助けを得られない場合には、〈次の〉召喚状〈の発付〉へと進みましょう。

②召喚状の発付。

まず、車の表示などから犯人の名前と住所を入手し、治安判事に告発状を 提出しましょう。

犯罪行為が行われた時間と、通りまたは場所を記録します。首もしくは肩に裂傷または他の怪我をしている馬または他の動物が運送に用いられている場合には、その怪我の大きさと状態を記録します。特に、生傷、膿、またはハーネスとどの部位が接触しているのかを記録します。鞭打ちまたは殴打がなされている場合には、道具、打撃の回数、体のどの部位が叩かれたのか、および当該動物の皮膚への影響を記録します。震え、転倒、異状発汗、もしくは疲労からわかるように動物が障害をもつ、虚弱であり、病気をもつ、もしくは過積載をされている場合、または馬の断尾、犬の断尾や断耳など動物の身体の一部が切断されている、もしくは動物が苛まれている場合には、詳細に観察し、その特徴を細部にわたって記録します。この州で羊、子牛、鳥、鶏または他の家禽(game, fowls, or other poultry)を地上または水上で運送する際に、その足または他の部位が縛られていたか〈を記録します〉。被疑者の発言を覚えておきましょう。

③逮捕令状に基づく被疑者の逮捕。

犯人が召喚状に応じない、他州の居住者である、または逃亡すると信じる 理由がある事件において、この方法が最も望ましいです。

証言をするのではなく、訴追をするために協会に直接連絡をしてください。 〈連絡をくださる〉立派な方は、ニューヨーク市ブロードウェイ 696 番地 の協会事務所を9時から5時の間に訪ねる、法執行担当員に会う、または、 ニューヨーク市外にいる場合は本協会の書記宛ての郵便で、虐待行為の特徴 と十分な証拠を伝えてください。犯人を有罪にするために必要な場合を除い て、本協会は、費用などの負担を目撃者にかけることなく訴追します。この ような事件において有罪判決を得た場合には、報奨金を支払います。

残虐な人がもつ異常さから動物を保護するための手続により生じる些細な 不便を理由に、慈善目的の推進のために尽力している本協会への協力を、人 道的な友人たちが厭わないことを、切に願います。

この手引きは、手続を3段階に分け、段階に応じた対応を詳細に示している。まず、①で警察官や保安官に対応をしてもらう。ついで、②において、虐待を受けている動物の状況を詳細に記録し、治安判事に告発をする。この段階でこれほどまでに詳細な記録を残すように求めるのは、逮捕手続だけではなく、公判手続における証拠調べを見越しているためだと考えられる。最後の③にて、ようやくASPCAへの連絡となる。設立当初のASPCAは、あくまでも警察による法執行を一次的な手段として、そしてASPCAの活動を補助的な手段として位置づけていていたことが読み取れる。事務所の住所や訪問可能な時間を明記したうえで、有罪判決を得た場合の報奨金の支払いを周知し、一般市民に協力するインセンティブを与えている。財務報告にある通り、実際に報奨金が83ドル支払われている1360。この周知は一定の効果があったようで、年次報告書でも報奨金の支払いが多数の逮捕につながったと記載されている13770。なお、現役の警察官と検察官が在籍していたことから、①から③までの全ての手続をASPCAは自前で行えたということには、注意が必要であろう。

5. 警察内の命令

ASPCA の幹部会員兼警察の幹部職員であったケネディーと、彼の警察の部下が 1866 年 5 月 10 日付で警察職員に発出した命令も、初年度年次報告書には掲載

¹³⁶⁾ *Id.*, 35–36.

¹³⁷⁾ Id., 19.

されている¹³⁸⁾。この命令は、1866年に成立した動物虐待防止に関する法律として、1866年動物虐待防止法¹³⁹⁾、食用の動物の健康を保持する法律¹⁴⁰⁾、ASPCA 法人化法¹⁴¹⁾を挙げる。適切な法執行を担保するべく、これらの法律の主要な特徴を警察官に遅滞なく周知するために発された。また、ASPCA 法人化法第7条¹⁴²⁾に基づき、ASPCA による法執行を警察が支援することも要求している。

この命令から、ASPCAの活動への支援を警察官に対してケネディーが求めていたことがわかる。ASPCAの執行役員でもあったケネディーは、警察本部長という自身の公職に基づいて命令を発した。このような警察内部の命令が、動物保護団体の年次報告書に掲載されていることに、注意が必要であろう。

6. 訴追と有罪

年次報告書には、ASPCA が取り組んだ事件について、日付、行為者の実名を含めた具体的な事実、そして、判決が書かれている。たとえば、「5 月 28 日 荷馬車の御者であるトーマス・マックギニス(Thos. (sic) McGinnis)が、長さ 2 フィート、幅 1 と 4 分の 3 フィート、重さ 0.5 ポンドの棒で残虐に馬を殴打した。弁護人は、馬が止まりがちだったとして、殴打を正当化した。罰金 5 ドル〈が科された〉」、「11 月 15 日 エドワード・フロスト(Edward Frost)が、歩行困難な馬を残虐に運送に用いたため、罰金 10 ドルが科された」、「11 月 22 日 へゼーキア・タットル(Hezekiah Tuttle)が、子牛の足を車に縛り付け、罰金 25 ドルが科された。バーグに逮捕されたこの男は、何度も逃亡を試みたが、失敗した」と記述されている143)。

このような各事件の記述から概要を把握できる。だが、判決文が掲載されているわけではないために、適用された条文や、訴追者など訴訟手続については把握できない。

¹³⁸⁾ Id., 68-70.

¹³⁹⁾ N.Y. Stat. ch. 682, §§ 1-2 (1866).

¹⁴⁰⁾ N.Y. Stat. ch. 560, §§ 1-4 (1866).

¹⁴¹⁾ N.Y. Stat. ch. 469, §§ 1-10 (1866).

¹⁴²⁾ Id., § 7.

¹⁴³⁾ ASPCA, First Annual Report, 47-57.

総数としては、110件の事件が掲載されている。多くの事件が馬の虐待に関係していた。確定判決かは不明だが、有罪判決が下された事件数は、83件である。そのうち、執行猶予が付いた事件が4件、罰金免除の事件が2件である。罰金額の平均は1人あたり14.06ドルであり、懲役の平均日数は10.8日であった。

罰金額を当時の給与水準と比較するために、ニューヨーク州の馬車の御者の日給を確認すると、最低で 1.25 ドル、最高で 2 ドル、平均で 1.53 ドルであった 144)。平均日給と比較すると、罰金の平均額は 9 日間の日給に相当する。 1867 年時点における畜牛、豚、肥育用羊、馬、ラバの 1 頭当たりの全米平均価格はそれぞれ、 19.13 ドル、 3.95 ドル、 2.4 ドル、 57.56 ドル、 67.63 ドルであった 145)。この数値から、罰金額は、馬の価値を大きく下回る金額となっていたことがわかる。

これらの数値から、1866 年度に科された罰金が動物虐待防止に効果があったかには、疑問を覚える。たとえば、衰弱した馬を馬車に用いていた御者に対して、虐待行為を止める有効な方策としては健康な馬の購入が考えられるが、当時の日給では罰金を支払ったうえに健康な馬を購入するのは困難であった。

初年度の年次報告書には、統計数値が掲載されていないものの、後年の1872年度の年次報告書で類型別に数値が表にまとめられている。初年度の訴追に関する数値は次頁の表5の通りである¹⁴⁶⁾。

表5にみられるように、行為類型としては、殴打に関する事件数が最も多い。 虐待の対象となる動物としては、種が特定可能なものでは馬に関する事件が最多

¹⁴⁴⁾ United States Bureau of Labor Statistics, History of Wages in the United States from Colonial Times to 1928: Revision of Bulletin No. 499 with Supplement, 1929–1933, (Washington: United States Government Printing Office, 1934), 448.

¹⁴⁵⁾ United States Bureau of the Census, Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1970, Part 1 (Bicentennial ed.) (Washington: United States Government Printing Office, 1975), 520.

¹⁴⁶⁾ 訴訟継続中の事件なども初年度年次報告書には記載されているため、数値にずれがあると考えられる(ASPCA, Seventh Annual Report, 22)。また、被告人単位で集計しているのか、事件単位で集計をしているかは不明である。本表掲載にあたり、訴追件数が0件であった項目は削除した。

なお、先行研究では、訴追が119、有罪が66とされているが、その算出方法は記されていない (Coleman, *Humane Society Leaders in America*, 46; Favre and Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s", 17)。

(600) 一橋法学 第19巻 第2号 2020年7月

表 5 1866 年度 ASPCA の訴追数

〈訴追事由〉	〈訴追件数〉
馬または他の動物への、鞭、棒またはその他の武器を用いた残虐な殴打	41
残虐または非人道的な方法での動物の運送	10
歩行困難、病気、または障害のある馬に車を引かせる	15
馬またはラバに、過剰積載の車を引かせるまたはそれらの乗潰し	3
畜牛、犬、猫、または家禽などに対する虐待行為	20
馬または他の動物の餓死、または遺棄	12
合計	101

である。具体的にどの条文に違反したかは表から読み取れないが、「馬または他の動物の餓死、または遺棄」の12件は1866年動物虐待防止法第2条の動物遺棄 罪147)に対応し、残りの89件は第1条の動物虐待罪148)に対応すると考えられる。

V 1867 年動物虐待防止法と ASPCA

1. 1867 年動物虐待防止法

1866年の立法に基づく活動に並行して、さらなる立法のためのロビィングが行われ、1867年4月12日に新法が成立した。それが、「さらに実効的な動物虐待防止のための法律」(An Act for the More Effectual Prevention of Cruelty to Animals) 149 (以下、1867年動物虐待防止法)である。1866年改正に比較すると、1867年動物虐待防止法によって、実体法、手続法ともに大幅な拡充がなされた。

(1) 条文の概要

動物虐待について定めた第1条の条文は、以下の通りである150)。

¹⁴⁷⁾ N.Y. Stat. ch. 682, § 2 (1866).

¹⁴⁸⁾ Id., § 1.

¹⁴⁹⁾ N.Y. Stat. ch. 375, §§ 1-10 (1867).

¹⁵⁰⁾ Id., § 1.

全ての生ける被造物 (any living creature) を、乗り潰し、過重な荷物を運ばせ、苛み、苦痛を与え、必要な栄養 (sustenance) を奪い、又は、不必要に (unnecessarily) 若しくは残虐に (cruelly) 殴打し、不必要に (needlessly) 身体の一部を切断し若しくは殺した者、又は、それらの行為をさせた者は、それぞれの違法行為に対し、軽罪刑に処す。

この法律では、動物を指す言葉として被造物(creature)が採用されている。以下の条文でも第1条と同様に動物を指す言葉として、"animal"ではなく、"creature"が採用されている 151 。

第2条は、「牛、熊、犬、鶏又は他の被造物」(any bull, bear, dog, cock, or other creature)を、闘わせる目的で、飼育すること、いかなる形式であれ動物闘争に関係すること、動物闘争を管理すること、金銭を受け取り会場に人を入れること、または、動物闘争を支援するもしくは場所を提供することを、有罪の場合、軽罪刑の対象とした152)。

第3条は、動物を「囲いの中に」(in any pound) 閉じ込めた者、または、閉込めをさせた者に対して、動物に十分な量の良好で衛生的な餌と水を与える義務を課す¹⁵³⁾。この義務を怠ったことにより有罪となった場合は、軽罪刑に処すと定めた。第4条は、動物が前条のように閉じ込められていて、12時間を超えて継続して必要な餌と水が与えられない場合には、必要に応じて、誰でも動物が閉じ込められている囲いに入り、必要な餌と水を合法に提供できると定める¹⁵⁴⁾。なお、囲いに入って給餌や給水をした者は、餌および水にかかる相当の費用を動物の所有者から回収できる。当該動物は判決に基づく強制執行および競売の対象から除外されない。

第5条は、運送方法について定める155)。車両または他の物の内部または上部

¹⁵¹⁾ 法律の題名には "animal" が使われているので "animal" と "creature" は同義であると考えられる。直接引用の場合にのみ原文に従い "creature" を「被造物」として訳出する。

¹⁵²⁾ Id., § 2.

¹⁵³⁾ *Id.*, § 3.

¹⁵⁴⁾ Id., § 4.

¹⁵⁵⁾ Id., § 5.

に載せ、残虐または非人道的な方法で動物を運送した者、またはそれらをさせた者は、軽罪刑に処す。公務員(officer)がそれらの者を拘束した場合、当該公務員は、その車両と運送物を管理し、安全な場所に預けなければならない。当該車両と運送物を管理、世話、または維持するために必要な経費は、適法に補償されるまで先取特権の対象とされる。当該費用全額または未払いとなっている費用は、当該動物の所有者の連帯保証人が補償する。

第6条は、犬を運送に用いる際の規定を定める¹⁵⁶⁾。事業目的で、車を引くまたはその補助のために犬を用いる者は、市または法人格のある村から、当該目的のための免許を市長または首長から取得する必要があり、免許の番号および所有者の住所を明確にした塗装をしなければならない。本条に違反した場合は、初回につき罰金1ドル、次回以降は違反するたびに罰金10ドルを科す。

第7条は、遺棄についての規定である¹⁵⁷⁾。身体の一部を不具にされた、病気に罹患している、衰弱している、または障害を抱える動物を公共の場に遺棄した者を、軽罪刑に処す。当該動物をさらに使用できない場合、本州の治安判事または警察官は、適切な者を指名し、殺処分させることができる。

第8条は、法執行と罰金について定める¹⁵⁸⁾。ニューヨーク州の郡の保安官によって任命された、ASPCAの法執行担当員は、当該郡内で本法に違反している者を逮捕し、管轄権を有する裁判所または治安判事の面前に引致できる。本法に基づき、当該郡で科され回収された罰金全額は当該協会に属し、その設立趣旨である慈善目的(benevolent objects)に資するように用いられなければならない。

第9条は、5月1日より本法を施行すると定めた 159)。さらに、ASPCA は本法の施行について、3週間にわたって週に1度ニューヨーク市内で発行されている日刊紙 4 紙に掲載しなければならないとした。これを怠った場合には、罰金を受領する権限を失う。

第10条は、医学実験について定めた160)。すなわち、この法律は、ニューヨー

¹⁵⁶⁾ *Id.*, § 6.

¹⁵⁷⁾ Id., § 7.

¹⁵⁸⁾ Id., § 8.

¹⁵⁹⁾ *Id.*, § 9.

¹⁶⁰⁾ Id., § 10.

ク州の医科大学の管理下で適切に行われる科学的な実験や調査を、禁止または妨害するように解釈されてはならないとする。

(2) 条文の特徴

1867 年動物虐待防止法第 1 条¹⁶¹⁾ は、1866 年動物虐待防止法第 1 条¹⁶²⁾ と以下の 2 点で異なる。第 1 に、条文で挙げられている動物に関する文言である。「全ての生ける被造物」(any living creature) に対する虐待行為が処罰されることとなった。その背景としては、アオウミガメに対する虐待行為が裁判で認定されなかったように¹⁶³⁾、当時の社会常識に照らすと "animal" という言葉では法的に保護されない動物がいたことが挙げられる。より広い「被造物」(creature)という言葉で、全ての動物を含めるようにしたのだと考えられる¹⁶⁴⁾。第 2 に、処罰対象の行為が詳細に定められるようになった。列挙されている行為の態様については、「悪意をもって」(maliciously)という副詞から「不必要に」と「残虐に」という副詞に文言が変更された。フェイヴァーとツァン、そしてアンティが指摘するように、この文言の変更は裁判の争点を変えた¹⁶⁵⁾。すなわち、行為者が悪意をもって虐待をしたか否かという精神状態の証明から、虐待行為があったか否かの証明へと移行した。これにより、裁判における虐待行為の認定が容易になった。

第2条¹⁶⁶では、実際に闘鶏や闘犬をした者に加えて、場所の提供などで協力 した者も処罰対象となっている。1872年度の年次報告書では、動物闘争に場所 を提供した者をバーグが訴追し罰金50ドルが科された事件や、バーグの要請に

¹⁶¹⁾ Id., § 1.

¹⁶²⁾ N.Y. Stat. ch. 682, § 1 (1866).

¹⁶³⁾ ASPCA, First Annual Report, 5-10.

¹⁶⁴⁾ フェイヴァーとツァンは、"creature" という文言によって経済的な価値がない動物も 保護されるようになったと、この立法を高く評価する(Favre and Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s", 15-16)。アンティも、"creature"という文 言により法の抜け穴が封じられたと解した(Unti, "The Quality of Mercy", 83)。

¹⁶⁵⁾ Favre and Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s", 16; Unti, "The Quality of Mercy", 83.

¹⁶⁶⁾ N.Y. Stat. ch. 375, § 2 (1867).

応じた警察が闘鶏を行ったギャングを逮捕した事件が記載されている¹⁶⁷⁾。動物 闘争の関係者が多岐にわたるため、処罰対象行為を広く定めたのであろう。また、 反社会的勢力の取締りという目的も、年次報告書の記載からは読み取れる。

第3条と第4条¹⁶⁸⁾により、囲いに閉じ込められている動物に対して、合法に 餌や水を与えられるようになり、ASPCA の会員の活動が広がった。

第5条により、動物種を問わずに、残虐な方法による動物の運送を処罰できるようになった¹⁶⁹⁾。牛、羊、豚しか対象となっていなかった食用の動物の健康を保持する法律¹⁷⁰⁾と比較すると、対象動物の範囲が大きく拡張されたといえる。

第6条 $^{171)}$ は、先行研究によると、当時のニューヨーク州では馬を購入できない人々が犬を運送に用いていたため、立法されたようである $^{172)}$ 。雑誌報道によれば、 1867 年6月20日に50人以上も逮捕するなど、警察はこの条文に基づく法執行に積極的だったようである $^{173)}$ 。

公衆衛生との関連でいえば、第7条¹⁷⁴)によって動物遺棄への対応として殺処分が定められていたことも興味深い。条文にいう殺処分をするのに適切な者として、ASPCA の会員も想定されていたと推察される。

第8条¹⁷⁵⁾は、保安官による任命という手続によって被疑者の逮捕と引致の権限を法執行担当員に付与し、ASPCAに罰金全額の受領権限を付与した。 ASPCAという団体そのものに法執行の権限が付与されたのではなく、あくまでも法執行担当員に付与されていることに注意が必要であろう。罰金の受領権限に

¹⁶⁷⁾ ASPCA, Seventh Annual Report, 23.

¹⁶⁸⁾ N.Y. Stat. ch. 375, §§ 3-4 (1867).

¹⁶⁹⁾ *Id.*, § 5.

¹⁷⁰⁾ N.Y. Stat. ch. 560, §§ 1-4 (1866).

¹⁷¹⁾ N.Y. Stat. ch. 375, § 6 (1867).

¹⁷²⁾ Robichaud, Animal City, 159-196. なお、バーグが動物保護について学んだイギリスでは、1854年の立法により連合王国全土で犬を牽引用に用いることが禁じられていた(青木『動物の比較法文化』37-38)。だが、ASPCA の初年度年次報告書ではこの規定をはじめとして、ニューヨーク州法とイギリスの立法との比較はなされていない。

^{173) &}quot;The Chiffonniers in Convention", 11 (549) Harper's Weekly, 429-430; Robichaud, Animal City, 178-179.

¹⁷⁴⁾ N.Y. Stat. ch. 375, § 7 (1867).

¹⁷⁵⁾ Id., § 8.

ついては、ASPCA 法人化法第 8 条では半額であったが 176 、1867年の立法で全額を受領できるようになった。第 8 条によって設定された罰金の受領権限を行使するためには、第 9 条 177 に基づく法周知義務を履行する必要があった。法執行を ASPCA に担当させるための仕組みが第 8 条と第 9 条により整えられていたといえる。

第 $10 \, \$^{178)}$ によって、部分的ではあるものの動物実験に制限が加えられたのは、初年度年次報告書の中でも取り上げられていた ASPCA のロビィングの成果 $^{179)}$ であると考えられる。

2. 1872 年度年次報告書にみられる運用状況

1867年法の運用状況は、1872年度の年次報告書に掲載された表で確認できる¹⁸⁰⁾。訴追数は、次頁の表 6 の通りである。

表の項目の立て方から、ASPCA は馬に関する事件を重視していたことがわかる。全類型の合計値に注目すると、訴追事件数が毎年増加し、1871 年度以降は1日1件を超えるほどのペースで訴追が行われた。訴追件数が101件であった1866年度と比較すると¹⁸¹⁾、1872年度の訴追件数は5.5倍になった。事件累計別では、馬に関係する事件への対応数が毎年非常に多い。しかし、これはあくまでも訴追件数であり、訴追が有罪判決に結びついたのかは不明である。

有罪件数が具体的に記されているわけではないが、財務報告書によれば、1872年度に受領した罰金額の総計は1,202.85ドル、支払った報奨金は212.25ドルであった $^{182)}$ 。1866年度に受領した罰金額が296ドル、支払った報奨金は83ドルであった $^{183)}$ 。1866年のASPCAに付与されていたのは罰金の半額を受領する権

¹⁷⁶⁾ N.Y. Stat. ch. 469, § 8 (1866).

¹⁷⁷⁾ N.Y. Stat. ch. 375, § 9 (1867).

¹⁷⁸⁾ Id., § 10.

¹⁷⁹⁾ ASPCA, First Annual Report, 19-27.

¹⁸⁰⁾ この表では、動物を指す言葉として "animal" という言葉が用いられている (ASPCA, Seventh Annual Report, 22)。

¹⁸¹⁾ Id.

¹⁸²⁾ Id., 30.

¹⁸³⁾ ASPCA, First Annual Report, 35-36.

(606) 一橋法学 第19巻 第2号 2020年7月

表 6 1867 年度から 1872 年度までの訴追数

〈訴追事由〉	1867 年度	1868 年度	1869 年度	1870 年度	1871 年度	1872 年度
馬または他の動物への、鞭、棒またはその他の武器 を用いた残虐な殴打	34	50	45	45	36	49
残虐または非人道的な方法での動物の運送	8	20	25	23	17	28
歩行困難、病気、または障害のある馬に車を引かせる	115	130	149	180	230	302
馬またはラバに、過剰積載の車を引かせるまたはそ れらの乗潰し	20	11	20	26	26	42
畜牛、犬、猫、または家禽などに対する虐待行為	30	20	5	24	27	39
闘犬、闘鶏	4	6	3		18	64
苛むために矯正用のハミまたは他の道具を用いる				1	1	11
馬または他の動物の餓死、または遺棄	11	27	22	13	7	18
ナイフなどを用いた悪意をもっての動物の手足の切 断または傷害					3	8
合計	222	264	269	312	365	561

限であったため、全額を受領できたとして換算すると 592 ドルである。1866 年度も罰金を全額受領できたと仮定して比較すると、1867 年度に受領した罰金額は約2 倍に増加したにすぎない。また、1866 年度に支払った報奨金が83 ドルであったことから、報奨金については約2.5 倍の増加にとどまる。1872 年度の数値を1866 年度と比較すると、訴追事件数の増加に比しては、受領した罰金額と支払った報奨金額は増加していない。

ASPCA は、年間で835 頭の馬と数百頭の小動物を殺処分したことも記録している¹⁸⁴⁾。これは、1867 年動物虐待防止法第7条¹⁸⁵⁾に基づく活動だと考えられる。殺処分した小動物の内訳や総数はわからないものの、毎日2頭以上のペースで何らかの動物を殺処分していたことになる。また、動物を救助するためにASPCA は救急馬車を保有し、年間で250頭、累計では1,500頭の病気や障害を抱える馬を移動させた¹⁸⁶⁾。訴追事件数と殺処分数、救急馬車で移動した馬の頭

¹⁸⁴⁾ ASPCA, Seventh Annual Report, 9, 19.

¹⁸⁵⁾ N.Y. Stat. ch. 375, § 7 (1867).

数から、精力的に馬に関する事件に対応していたことが読み取れる。

担当区域別で、ニューヨーク州には合計 58 名の法執行担当員が在籍していたことも記載されている¹⁸⁷⁾。しかし、その中にバーグは見当たらない。後述する裁判例では 1871 年にバーグには保安官により権限の付与がなされたとされている¹⁸⁸⁾。バーグへの授権が周知の事実であるために記載を省いたのかもしれない。

ASPCA の支部については、ニューヨーク州内に 10 支部、設立準備中のものを含めて他州に 41 支部、カナダに 3 支部と記載されている 189)。 1866 年度はニューヨーク州内の 2 支部しかなかった 190)ことに比べると大幅に増加したといえる。

3. 裁判例

1867 年動物虐待防止法に基づく法執行に関して、刑事事件¹⁹¹⁾と民事事件¹⁹²⁾を検討する。

(1) ティンズデイル事件

ASPCA の会員兼検察官のホールが署名をした正式起訴状には、1868 年 1 月 2 日に、鉄道会社の従業員である車掌のジョージ・W・ティンズデイル(George W. Tinsdale)と御者のアーサー・タガート(Arthur Taggart)が 2 頭の馬が引く鉄道用馬車に過剰な数の乗客を不必要に乗せたことが、過積載し、乗り潰し、苛む、苦痛をもたらす行為であり 1867 年動物虐待防止法違反に当たる、と記載されている193)。それに対して、ティンズデイルとタガートはともに無罪を主張

¹⁸⁶⁾ ASPCA, Seventh Annual Report, 19, 23.

¹⁸⁷⁾ *Id.*, 56-57.

¹⁸⁸⁾ Davis v. American Soc. for Prevention of Cruelty to Animals, 75 N.Y. 362, 1878 N.Y. LEXIS 872.

¹⁸⁹⁾ ASPCA, Seventh Annual Report, 45-55.

¹⁹⁰⁾ ASPCA, First Annual Report, 79.

¹⁹¹⁾ People v. Tinsdale, 10 Abb. Pr. (n.s.) 374, 1868 N.Y. Misc. LEXIS 95.

¹⁹²⁾ Davis v. American Soc. for Prevention of Cruelty to Animals, 75 N.Y. 362, 1878 N.Y. LEXIS 872.

¹⁹³⁾ People v. Tinsdale, 10 Abb. Pr. (n.s.) 374, 1868 N.Y. Misc. LEXIS 95.

した。

弁護人は、被告人両名は鉄道会社の従業員であって会社の命令に従ったにすぎず責任はないこと、犯罪の成立には故意(intent)が認められる必要があるものの、この事例では認められないと主張していた。しかし、鉄道会社の従業員であることは責任を免れる事由にはならないこと、そして、正確な乗客数は判明していないものの証言からは 32 人程度の乗客がおり、馬1頭が2回転倒したこと、その馬には救護が必要であったことから、本件では「被告人の行為それ自体から直接に〈動物虐待の〉故意が推定される」([t]he intention is assumed directly from the act itself)ために、1867年動物虐待防止法第1条194 に違反したとして、陪審が有罪の評決を下し、裁判官は罰金 250 ドルの有罪判決を被告人両名に下した。

この事件は、車掌と御者には虐待を行っているという主観的な故意がなくとも、 馬車に過剰な人員を載せたことが動物虐待罪の対象となるか否かが問われた結果、 動物虐待の故意が客観的な状況から推定されると判断した先例として、理解され ている¹⁹⁵⁾。

たしかに、実体法上の意義は先行研究が指摘する通りであるが、手続法上は、この事件の正式起訴状を大陪審に提出したのがバーグではなく現役の検察官兼ASPCAの会員であったホールであり、また、検察官補のガニング・S・ベッドフォード・ジュニア(Gunning S. Bedford, Jr.)が公判での訴訟活動を担当していることが興味深い。バーグは馬車が異常なほど混雑していたと証言するにとどまり、この事件の判決文の中で法律家として訴訟実務に関与した形跡は見当たらない。フェイヴァーとツァンの共著論文とアンティの博士論文でも、ホールによる正式起訴状の提出は触れられてこなかった「196」。この事件のみをもって、先行研究への反証とすることはできないが、もし、先行研究の指摘する通りにバーグが訴追までを担当していたとする「197」と、この事件でも正式起訴状の起案と提出

¹⁹⁴⁾ N.Y. Stat. ch. 375, § 1 (1867).

¹⁹⁵⁾ Favre and Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s", 29–30; Unti, "The Quality of Mercy", 130–131.

¹⁹⁶⁾ Id.

¹⁹⁷⁾ Favre and Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s", 18-20.

に加えて、法廷でも訴訟活動に従事していたはずであるが、判決文からはそれら を読み取ることはできない。

(2) デイヴィス対 ASPCA 事件

民事事件であるデイヴィス対 ASPCA 事件¹⁹⁸⁾は、豚のと畜業者が動物虐待防止法違反に当たると畜方法を用いていたかが問われた事件である。

まず、事実を確認する。エドワード・W・デイヴィス(Edward W. Davis)およびその他の原告は、衛生局の許可を得て、豚のと畜業に従事していた¹⁹⁹⁾。バーグは、1873年1月6日にと畜方法を目視し、デイヴィスらが1866年動物虐待防止法²⁰⁰⁾と1867年動物虐待防止法²⁰¹⁾に違反していると判断した。そして、バーグは、不必要に豚を苛んでいるとして営業を中止するように警告し、原告のうち1人と他の従業員を逮捕し、と畜方法を変更しないと後日従業員を全員逮捕すると宣言した。バーグによる事業への介入によって、デイヴィスらは大口の契約に違反して多大な損失を被ることが予想されたが、補償はなされなかった。

デイヴィスらは、ASPCAの逮捕権限の無効確認や ASPCAの行為に関する仮差止命令を請求し、仮差止命令については認容された。さらに、デイヴィスらは、そもそも動物虐待防止法違反行為がなかったことの確認、ASPCAの法執行権限の差止命令を求めて、ASPCAに対して訴訟を提起した。

原告は、と畜方法は最も一般的な方法であり陪審によって虐待だと判断されるまではバーグに介入されないこと、被告には無令状逮捕をする権利がないこと、損害は賠償されるべきであること、そして、と畜の方法が残虐であったとしても最良の方法であったことを主張した。一方、被告は、原告の事業は公的ニューサンスに該当しエクイティ上の保護には値しないこと、被告人は公務員として(as

¹⁹⁸⁾ Davis v. American Soc. for Prevention of Cruelty to Animals, 75 N.Y. 362, 1878 N.Y. LEXIS 872

¹⁹⁹⁾ 豚の片足の踵に鎖を巻き付けて滑車で持ち上げ足を脱臼させ、沸騰した湯が入った大 釜の上まで運び、鋭いナイフで喉を突き刺してから、まだ生きている状態で、大釜に投入 するという方法であった。片足ではなく、両足を幅の広い革製のベルトで巻き、絶命させ てから大釜に投入する方法に変更するよう、バーグはデイヴィスらに求めた。

²⁰⁰⁾ N.Y. Stat. ch. 682, §§ 1-2 (1866).

²⁰¹⁾ N.Y. Stat. ch. 375, §§ 1-10 (1867).

public officers)法執行を行う権限を有し仮差止めはこれまでの活動に水を差すこと、この訴訟はそもそも異例(anomalous)であること、仮差止命令は十分な考慮がないままに認められたことを主張した。一審判決(1874年5月)では、「物言之ぬ動物のために立法された」(enacted for the protection of dumb animals)、ASPCA 法人化法第7条202)、1867年動物虐待防止法第1条203)と第8条204)によって ASPCA は動物虐待事件について法執行権限を有しており、原告のと畜方法が動物虐待防止法に違反していて、動物虐待の現行犯の逮捕は ASPCA の権限内で行われたと判断された205)。また、原告が求めた差止命令は認容されなかった。第一審で敗訴したデイヴィスらは、控訴した。控訴審(1878年10月12日)は、動物虐待防止法違反に当たるか否かは一審の陪審によって判断されるべきだとして、違反に当たるとした一審判決を維持した206)。

本稿で注目するのは控訴審の判決文である。保安官のマシュー・T・ブレナン(Matthew T. Brennan)が、1871 年 1 月 10 日付の文書で、1867 年動物虐待防止 法第 8 条 207 に基づいて、バーグを逮捕権限を有する特別代理保安官(a special deputy sheriff)に任命したと記されている 208)。そして、現行犯であるにもかか わらず事件ごとに令状を発付するとなると、この法律の目的が達成されないとして、ニューヨーク州の警察官に認められているように 209)、無令状でも現行犯を 逮捕できると判示された。

このように、1867年動物虐待防止法第8条210)に基づき、ブレナン保安官によ

²⁰²⁾ N.Y. Stat. ch. 469, § 7 (1866).

²⁰³⁾ N.Y. Stat. ch. 375, § 1 (1867).

²⁰⁴⁾ Id., § 8.

²⁰⁵⁾ Davis v. Soc'y for Prevention of Cruelty, 16 Abb. Pr. (n.s.) 73, 1874 N.Y. Misc. LEXIS 50.

²⁰⁶⁾ Davis v. American Soc. for Prevention of Cruelty to Animals, 75 N.Y. 362, 1878 N.Y. LEXIS 872.

²⁰⁷⁾ N.Y. Stat. ch. 375, § 8 (1867).

²⁰⁸⁾ 判決文によれば、公共の平和の維持もプレナン保安官はバーグに求めていた (Davis v. American Soc. for Prevention of Cruelty to Animals, 75 N.Y. 362, 1878 N.Y. LEXIS 872)。 なお、プレナンによるバーグへの権限の付与については、フェイヴァーとツァン、そしてアンティは触れていない (Favre and Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s"; Unti, "The Quality of Mercy", 115-118.)。

²⁰⁹⁾ N.Y. Stat. ch. 628, §§ 16-17 (1857).

るバーグへの授権がなされたのは、1871年である。その一方で、1866年度の年次報告書には、被疑者がバーグに逮捕された事件も掲載されている 211)。1866年から ASPCA 法人化法第 7 条 212)に基づいてバーグによる逮捕は行われており、後からブレナンによる授権がなされたと考えられる。

VI おわりに

本稿では、ASPCA の年次報告書を主な基礎資料 $^{213)}$ として、衛生局の活動も検討し $^{214)}$ 、その後のアメリカの動物虐待防止法に関するモデルとなった 1860 年代のニューヨーク州法を概観してきた。本稿の内容は、3 点にまとめられる。

第1に、当時のニューヨーク州法から、人間による虐待から保護される客体であると同時に、人間の生命や健康に害を与える主体であるという動物のもつ二面的性質が読み取れることである。前者の性質が最も色濃く出ているのが、1867年動物虐待防止法である²¹⁵⁾。後者の例としては、衛生局が発した動物とその死体の取扱いに関する命令が挙げられる²¹⁶⁾。

第2に、動物の二面的性質は独立していたのではなく、法解釈や立法によって部分的に混合していったことである。文言上は食品安全の観点から制定された法律が、ASPCAの初年度年次報告書によれば、動物保護の目的から執行されていた²¹⁷⁾。また、1867年動物虐待防止法第5条は動物の残虐な輸送を包括的に禁止し²¹⁸⁾、第7条は公の場所に遺棄された動物の殺処分についての規定を定めた²¹⁹⁾。

²¹⁰⁾ N.Y. Stat. ch. 375, § 8 (1867).

²¹¹⁾ ASPCA, First Annual Report, 50.

²¹²⁾ N.Y. Stat. ch. 469, § 7 (1866).

²¹³⁾ ASPCA, First Annual Report, ASPCA, Seventh Annual Report,

²¹⁴⁾ Metropolitan Board of Health, Annual Report of the Metropolitan Board of Health 1866

²¹⁵⁾ N.Y. Stat. ch. 375. §§ 1-10 (1867).

²¹⁶⁾ Metropolitan Board of Health, Annual Report of the Metropolitan Board of Health 1866, 698–738.

²¹⁷⁾ ASPCA, First Annual Report, 58-61, 68-70.

²¹⁸⁾ N.Y. Stat. ch. 375, § 5 (1867).

²¹⁹⁾ Id., § 7.

このように、公衆衛生の確保のために成立した制度が、対象動物を広げながら動物虐待防止法に組み込まれていった。

第3に、人間による虐待から動物を守るための法律も、人間の生命や健康を動物から守るための法律も法執行主体としては警察が想定されていたものの、警察は前者の法執行に消極的であり、1866年以降の立法により ASPCA も法執行を担うようになったということである。動物から人間を守る法律については、市外に排除した動物の頭数を警察官が衛生局に報告しているように、衛生局は警察と密接に協力して、積極的に法執行を担った。活動を開始して間もない ASPCA の権限について、条文と判決文からは、逮捕権限と罰金受領権限を付与されていたことがわかる。訴追権限については、ASPCA の会員に現役の検察官が在籍していたことから、特に条文には明記されておらずとも、動物虐待防止法に違反した者を訴追できたし、判決文からも動物虐待事件を ASPCA に所属する検察官が訴追していたことが判明した。しかし、発足間もない ASPCA に訴追権限が付与されていたかは、本稿では解明できなかった。動物の殺処分について、公衆衛生政策と動物虐待防止政策の間には、警察官であったアクトンが衛生局の法令委員とASPCA の執行役員を兼務していた、という人的なつながりが明らかになった。

ASPCA に逮捕権限と罰金の受領権限が付与されていた背景に、ニューヨーク市および州内で政治権力と社会的な信頼をバーグが有していたことがあるとするフェイヴァーとツァンの見解²²⁰⁾は、現段階では否定できない。罰金を受領できるということを棚上げすると、税金が活動資金として投入されていない ASPCAは民間団体だと評価できるだろう。その一方で、特定の権限を有していたことをもって、ASPCA が準公的または半民間の性質をもった団体であったとする見解²²¹⁾も、デイヴィス対 ASPCA 事件において、ASPCA 側が自身を公務員とした主張からも成立しうる²²²⁾。本稿では、この点について明確な結論を出せなった。しかしながら、警察官と検察官という、動物虐待事件の捜査、被疑者の逮捕、

²²⁰⁾ Favre and Tsang, "The Development of Anti-Cruelty Laws During the 1800s", 17.

²²¹⁾ Unti, "The Quality of Mercy"; Robichaud, Animal City.

²²²⁾ Davis v. Soc'y for Prevention of Cruelty, 16 Abb. Pr. (n.s.) 73, 1874 N.Y. Misc. LEXIS 50.

訴追と公判廷での訴訟活動が可能な公務員が、設立初期の ASPCA に在籍していたことには注意が必要である。

いまだ仮説の域を出ないが、法執行権限を有していた刑事司法の専門家である検察官(ホール)と警察幹部(アクトン、ケネディー、マックマリー)が最初期の ASPCA に在籍していたのは、適切な法執行を担保する役割を担うためであったのではないだろうか。これらの公務員の在籍を前提とした、例外的な立法に基づく ASPCA の活動は、次第に設立初期の会員が死去したり、会員が入れ替わったりしても続いた。現代において、ASPCA は、これまでに蓄積したノウハウの提供や虐待を受けた動物の世話など、警察の後方支援に回っている²²³⁾。だが、そのような役割の変容過程は明らかになっていない。本稿では、1866年と1867年の一連の立法で権限を付与された ASPCA を法執行主体とする法制度とその運用に射程を限定した。仮説の検証と、現代に至るまでにたどった展開の解明は今後の課題とする。

今後、日本において、動物虐待関連犯罪の法執行に関する公的機関と民間団体の役割分担についてアメリカ法を参考にする際には、設立初期の ASPCA は警官や検察官が在籍していた団体であったことに注意をする必要がある。また、アメリカと日本における、行政機関と民間団体の間の線引きに差異がないかを慎重に調査する必要がある。もし、日本でも民間団体に何かしらの刑事手続上の権限を付与するのであれば、民間団体による法執行の場面で公務員の知見や権限をどのように活かすのかについて議論する必要がある。これは動物虐待関連犯罪の法執行という狭い局面に関する問題ではなく、青木が指摘するように、「社会全体の統治(ガバナンス)」の問題の一部である²²⁴)。本稿ではこれらの論点については十分に検討できなかったため、他日に期すことにしたい。

²²³⁾ ASPCA, 2018 Annual Report, 1-2.

²²⁴⁾ 青木『日本の動物法』235-266。